

令和6年3月6日

令和6年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

令和6年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○令和6年3月6日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	大里武智	2番	松尾匡	3番	早川良
4番	中原晶	5番	坂原正勝	6番	奥野学
7番	道工晴久	8番	谷地泰平	9番	谷崎整史
10番	出口実	11番	瀧見明彦	12番	竹原伸晃

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 19名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺田武司
副町長	中口守可	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀満
副町長	上田隆	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田晃久
教育長	古橋重和	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山信幸
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部 総括理事	辻里光則
総務部長 会計管理者	西啓介	しあわせ創造部理事	松本啓子
財政改革部長	相馬進祐	都市整備部理事	吉田一誠
しあわせ創造部長	松井清幸	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田圭介
都市整備部長	奥和平	財政改革部副理事 兼財政改革課長	内山弘幸
教育次長	小川正純	都市整備部理事 兼土木下水道課長	奥田敏幸
まちづくり戦略室理事 兼町長公室担当 (人事担当)課長	廣田尚司		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和6年3月5日から3月27日（3日）

○会議録署名議員

11番 瀧 見 明 彦 1番 大 里 武 智

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第 3号	令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）について
日程第 3 議案第 4号	令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）について
日程第 4 議案第 5号	令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）について
日程第 5 議案第 6号	令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について
日程第 6 議案第 7号	令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について
日程第 7 議案第 8号	令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）について
日程第 8 議案第 9号	令和6年度岬町一般会計予算について
日程第 9 議案第10号	令和6年度岬町国民健康保険特別会計予算について
日程第10 議案第11号	令和6年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第11 議案第12号	令和6年度岬町介護保険特別会計予算について

日程第12	議案第13号	令和6年度岬町淡輪財産区特別会計予算について
日程第13	議案第14号	令和6年度岬町深日財産区特別会計予算について
日程第14	議案第15号	令和6年度岬町多奈川財産区特別会計予算について
日程第15	議案第16号	令和6年度岬町下水道事業会計予算について
日程第16	議案第17号	岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議について
日程第17	議案第18号	岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
日程第18	議案第19号	岬町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第19	議案第20号	岬町下水道事業の利益の処分等に関する条例の制定について
日程第20	議案第21号	岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
日程第21	議案第22号	岬町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第23号	岬町基金条例の一部改正について
日程第23	議案第24号	岬町手数料条例の一部改正について
日程第24	議案第25号	岬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第25	議案第26号	岬町介護保険条例の一部改正について
日程第26	議案第27号	岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第27	議案第28号	岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第28	議案第29号	岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例の廃止について
日程第29	議案第30号	岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第30	議案第31号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第31	議案第32号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第32	議案第33号	岬町農業委員会委員の任命について

日程第33	議案第34号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第34	議案第35号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第35	議案第36号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第36	議案第37号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第37	議案第38号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第38	議案第39号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第39	議案第40号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第40	議案第41号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第41	議案第42号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第42	議案第43号	岬町農業委員会委員の任命について
日程第43	議案第44号	岬町農業委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

なお、登壇者につきましては、発言が聞き取りにくいとの意見があるため、マスクを外した上で発言することといたしますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、一般質問において、テレビモニターに映写する補助資料については、議員及び理事者の皆様にはメールにて配付させていただいておりますので、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様には配付している傍聴者用資料をご参照していただくか、傍聴席から向かって左手のモニターにてその内容を映し出すことになっておりますので、ご覧ください。

それでは、初めに坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、「教育費負担軽減のために」についてお聞きします。

厚生労働省が先月27日に発表した人口動態統計という統計の速報値によると、2023年の出生数、1年間に生まれた赤ちゃんの人数ですね。2023年の出生数は、75万8,631人で、過去最少を更新したという新聞記事を見ました。その新聞記事によりますと、政府の推計では、75万人台になるのは、2035年と見込まれており、想定より10年以上も前倒しになっていると。2023年の婚姻件数は、48万9,281組となり、これも戦後初めて50万組を割ったとありました。その記事によりますと、引き続き、こういうのもあります。「言うまでも

なく、結婚・出産は個人の自由な意思に基づくものであるが、希望する人が諦めざるを得ないような状況は変えなくてはならない。結婚や子育てに対する願いをかなえられるよう、社会全体で応援する仕組みを整える必要がある」とありました。

また、日本のエネルギー問題や人口問題などについて政策提言を行っている民間の研究組織で、日本創成会議というのがあります。この日本創成会議が10年前に発表した有識者会議のレポートには、「2040年に人口減少で、全国で896の市町村が、運営が立ち行かなくなり、消滅の危機に直面する」とも言われています。今や若者世代への支援、子育て世帯への支援がまちづくりにとって、必要不可欠の課題になってきております。

その中でも、今回は特に教育費の負担軽減についてお聞きしたいと思います。

単刀直入に伺います。その教育費の中でも、今回は給食費のことです。町立小・中学校の給食費の完全無償化を実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町立小・中学校の給食費の無償化につきましては、厳しい財政状況の中でも、町の主要施策の一つとして、小・中学校に通う家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちに安心して給食を提供するため、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金や、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、令和2年度、3年度は無償化、令和4年度、5年度については、4月から9月までは半額負担、10月から3月までは無償化を実施しておりました。

令和6年度につきましては、小学校給食費の完全無償化を実施すべく、今議会に提案をしております。これまで臨時交付金の交付額により給食費無償化の施策を進めてまいりましたが、令和6年度からは厳しい財政状況ではありますが、物価高騰等の家計への影響、子育て世帯への支援として、小学校給食費の完全無償化を進めてまいります。令和6年度の給食費の無償化につきましては、近隣では泉佐野市田尻町が予定されていると聞き及んでおりますが、その他の市町村については、物価高騰分を補助するところが中心で、無償化の措置は行っておりません。

なお、中学校給食費につきましては、財政状況を見据えた上で、完全無償化を検討してまいります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町において、町立小・中学校の給食費の無償化については、私は度々、町行政に対し、公明党岬支部として、これまでも要望書を提出して求めてまいりました。今もお話にありましたけれど、コロナ禍のときには一旦無償化を実施されました。小・中学校とも給食費は無

償化でした。

また、令和4年度、5年度では、当初予算では半額としておりました。下半期だけでも無償にしてはどうか、とこのときも緊急要望書を提出し、年度途中ではありましたが、下半期の無償化を実施され、このときも、保護者の方々が大変喜ばれておりました。

最近、国においても、給食費無償化の検討が始まっているとの報道もあります。国がやるから、それまで待てばいいのではないかという考える向きもありますけれど、先ほども紹介しましたように、人口減少がどんどん想定よりも速いスピードで進んでいるという状況もあります。

その人口減少の進行が他市町村よりも早く進んでいる岬町として、子育て世帯を応援するため、一時的ではない恒久的な完全無償化を求めるものです。令和6年度より小学校給食費の完全無償化の実施というのは大変すばらしく、これは高く評価したいと思いますが、中学校給食については、財政状況を考えた上で検討するとありました。小学校は無償化になるけど、中学校はいつからなるのかと誰でも気になると思うのですよね。

財政状況を考えた上で検討するということですが、でもそれが一体いつからになるのかということをお聞きしたいと思っております。

中学校の給食の無償化については、どうお考えでしょうか。答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 町長、田代堯君。

○田代町長 坂原議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、完全無償化、小学校については答弁のとおりでございます。

中学校については、いろいろ議論を重ねてきたのですが、財源的に非常に厳しい財源であるということから、本来は、小・中学校同時に完全無償化を考えておったのですが、非常に6年、7年度、この2年続けて厳しい財政状況が続くだろうということを見越しておる中で、できるだけ他の、どの事業も余裕はないのですが、先送りして今後考えていくにはできるだけ早い時期に、中学校も無償化してまいりたいと、このように思います。本来はいつからということをお聞きしたいのですが、なかなか今の状況では、非常に難しいということがありますので、できるだけ早い段階で検討してまいりたいというふうに思います。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 状況を見てということなので、今この時期を断言できないということでした。それもそうだと思いますが、できるだけ早い時期の実施を求めておきたいと思っております。

今年、小学校の給食無償化になったよと聞くと、もう皆さん、期待しますからね。次は中学は

いつだろうかということになりますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最近、岬町に転入された若い家族からは、「子育て世帯に優しい町、岬町」という評判があります。最近よく聞くようになりました。これをさらに一段、もう一步踏み込んで、「子育てするなら岬町」と言われるような取組を強力に進めていってほしいと思ひます。

次の質問に移ります。

フリースクールの学費支援を求めるものです。

フリースクールとは、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のことですが、文部科学省のホームページに不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方というものがあります。その中では、「不登校児童・生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」また続いて、「一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要であり、学校及びその設置者は」、ここでいう学校とは、小学校・中学校ですよね、設置者というのは岬町教育委員会になると思ひます。「学校及びその設置者は、教室に入れない児童・生徒には、校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童・生徒には、その児童・生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPOなどとの連携が必要となった場合にあって、その児童・生徒の在籍校及びその設置者」、これは学校と教育委員会ですね、「においては、関係機関と連携して、その児童・生徒の心身の健康状況、学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である」とあります。

「不登校の児童・生徒への支援は、学校だけで行うのではなく、フリースクールなどとも連携して支援を行うことが重要である」と文部科学省が言っています。これも先ほどの給食費と同じように、いつかは、いずれは国がフリースクールなどの学費支援を行うかもしれませんが、国に先んじて、岬町独自策として取り組んではと考へますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 フリースクールの学費支援につきまして、ご回答させていただきます。

先ほどから、坂原議員からご説明がありましたように、フリースクールは学校に行けない子どもたちが学んだり遊んだりする場所で、不登校や発達障害など様々なご事情を抱えた子どもが通う民間の教育機関であります。フリースクールの不登校支援は、社会的な自立を目指すことを基本方針とし、学習支援をはじめとし、体験活動や教育相談などにより、子どもが社会とつながることを目的としており、悩みや不安を抱える子どもや家庭の負担を軽減する場所としては、大変大事な機関であると言えます。

フリースクールの全国設置数は、平成27年の文部科学省の調査では474件で、年々不登校の生徒児童の増加と比例し、フリースクールの数も増えており、学校に行けない子どもを持つ保護者のニーズも高まっています。フリースクールを利用するにはいくつか課題があり、一番大きな問題は利用料金であります。平成27年の小・中学校に通う義務教育段階の子どもが通う民間の団体施設に関する調査では、フリースクールの平均月額料金は3万3,000円で、年間では40万から50万円かかると言われていますが、近年では物価高騰の状況を考えると、調査当時以上の料金がかかっていると思われ、ご家庭における経済負担は深刻な問題であります。

フリースクールの費用につきましては、現在、国からの直接的な補助金はありません。理由といたしましては、文部科学省が定める学校ではないこと、フリースクールの定義が明確でないことなどから、学校という国の基準にとらわれず、直接的に支援することが難しいとされています。

この補助制度につきましては、地方自治体によっては、地域の実情に合わせた補助制度を設けているところもございますが、実態としては、一部の自治体となっています。

本町といたしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、また学校に行けない子どもの対応として、家庭訪問や端末を活用した学習保障を行うことで、不登校の対策を行っておりますが、それぞれの子どもとご家庭の実情に合わせたものとしては、課題を残すところもあります。これからの時代に対応したフリースクールの補助制度につきましては、今後の推移を見詰め、調査・研究を進めてまいりたいと思います。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 スクールソーシャルワーカーとかそういう専門的なスタッフが、配置されていて、その都度アドバイスを行うということなのですから、そこで解決できる場合はそれでいいのですけれど、なかなかそこで解決できない児童・生徒たちが不登校になるのかなと思うのです。だから、その辺の課題をいかにして解決していくかということなのですから、いずれにしろ、その子どもの居場所を確保してあげないと、駄目かなと思うのです。そういう意味では、その保護者の負担になっている学費、たとえ一部でも援助できればなど。国では、もちろんまだそういう補助金とか補助制度はありませんけれど、岬町独自としてどうかというのは私の提案でした。

自治体で、このフリースクールの援助をしているというところがあります。最近のこれまでも、滋賀県近江八幡市では、2023年度からフリースクールに通う小・中学生の保護者を対象に、月額4万円を上限に授業料の助成制度を実施しています。4万円は大きいですね。また、近隣の泉佐野市では、2023年10月から不登校の児童・生徒の学びの場の確保のため、小学5年生から中学3年生を対象に、学習塾、文化・スポーツ教室等やフリースクールの学校外

教育サービスにかかる費用を月額5,000円を上限に助成しています。最近、この制度を取り入れた自治体の参考例ですけど、今現在、岬町でフリースクールに通う児童・生徒は、そう多くないと聞いています。ですから、フリースクールの学費支援をするにしても、費用も少額で、今の段階では済むのではないかと思います。そういう意味から、岬町でもぜひフリースクールの学費支援を実施してはどうかと思うのですが、これも田代町長にお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代堯君。

○田代町長 坂原議員の質問にお答えさせていただきます。

フリースクールというのは、あまり詳しく私も存じ上げなかったのですが、今回の一般質問をいただいて、いろいろ担当と協議をする中で、非常に不登校が増える中において、本町の学校も、かなり不登校の子どもがいるということも聞いております。

そんな中で、やはり私は、今日本の人口は既にもう崩壊をしてきているというふうに理解をしております。というのは、団塊世代の時代が今ピークの時代に来ております。そんな中で、若い世代の子ども、また若者が少なくなってくる中で、誰が一体、これからの高齢者を支えていくのかということをいろいろ考えますと、やはり子育て環境を充実させて、そして若者をまたそういった子育ての環境がよくなるようにしたいということを最優先課題として、今掲げて今回の厳しい財政状況の中ではありますけれども、給食費の小学校の無償化ということに踏み切ってまいりました。

その中で、まだ中学校の問題も、先ほど申し上げましたとおり、完全無償化の問題もあるわけですが、今お話を聞いておまして、やはり、学校には行ってもらいたい。学校には行ってもらいたいけれども、学校に行けない子どもがいる。自宅ではできるけれども、学校へ行くのは嫌だ。また、自宅でも勉強するのは嫌だ。しかし、今言ったように民間が経営するフリースクールであれば、そこには行って勉強しようかなという気になる。そういう多種多様な考え方の子どもが、たくさんいると思うので、そういうことを考えると、やはりフリースクールの重要性ということも考えますと、今後、この問題については真剣に捉えていく必要があるのではないかと思います。

そこで、一度これについては、具体的な内容を十分調査した中で、そして岬町の今の置かれている財政状況の中で、どれぐらいの子どもがいるのか、そういったことも含めて検討した中で、十分、坂原議員のご質問に対して検討・協議を重ねてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほど紹介した文部科学省のホームページの中の文章にもありましたけれど、小・中学校は義務教育になるのですけれど、その義務教育の期間ですが学校に行けない子どもについては、必ずしも学校に登校させることだけが目標ではないというようなところがありました。一時代、二時代前では、さぼって怠け心で学校に行かないのだろうと、仮病でお腹が痛いとか、そういうことがありましたけれど、ちょっとでも今は違ってきているのですよね、事情がね。行きたくても行けないという子どもが増えてきているというようなことですね。

だから、文部科学省の文章にも、フリースクール、NPOとかそういう言葉が出てきていますからね。いずれは、本当に国がそういうところまで面倒見てくれるようになると思います。思うのですけれど、岬町として、これはぜひ早めに取り組んではどうかと思うので、今回提案させてもらいました。

ぜひ今後、前向きに検討することを求めて、この質問を終わりたいと思います。

次に、行政のデジタル化についてお聞きします。

デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を実現することを目的として、2021年9月にデジタル庁が発足いたしました。

本町においても、デジタル推進課が設置され、行政のデジタル化が図られ、様々な取組によって、国民にとって便利がよくなってきております。今日の新聞にもありましたが、デジタル関係ですね、マイナンバーカードの氏名や住所、顔写真の情報をスマートフォンに搭載できる仕組みを考えているそうです。その関連法案を昨日3月5日の閣議で決定したとありました。公布の後1年以内に施行されるとありました。国においては、様々なデジタル化について取組を進めております。また、これもいずれ岬町にもその流れが下りてきて、またそれに対応しなければならないと、対応する職員も大変ですけれど、そうやってデジタル化が進んでいって、住民の利便性が向上すると同時に、職員にとっても業務の効率化、あるいは窓口の混雑緩和などによって、業務も軽減できていくというふうに思います。

私はこれまでも、その行政のデジタル化については何度か質問をしてまいりました。

デジタル化が進んだ分、それだけ住民の利便性が向上しているからです。ここでは取組の進捗状況を聞きたいと思います。

まず、令和5年度のデジタル化の取組状況について答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 令和5年度のデジタル化の取組につきまして、ご答弁をさせていただきます。

多様化、複雑化する住民ニーズに適切に対応しつつ、限られた行政資源の中で、持続可能な行

政サービスを提供するためには、行政分野においても、議員がおっしゃるとおり、デジタル化を積極的に進めていく必要があります。

本町でのデジタル化を進めるため、令和4年3月に岬町DX基本計画を定め、基本理念として掲げる、「みんなで作る恵み豊かなぬくもりのデジタル社会の実現」を目指し、「利便性が実感できるデジタル社会の実現」、「誰もが参加できるデジタル社会の実現」、「新しい価値を生み出すデジタル社会の実現」への取組を進めております。

今年度、住民の皆様に関わる事業といたしましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス事業と町が保有する地図情報をデジタル化して公開するGISシステム事業を実施いたしました。

コンビニ交付事業は、2月13日からスタートし、全国のコンビニやマルチコピー機が設置されたスーパー、岬多奈川郵便局で各種証明書の交付が可能となりました。スタートした2月13日から3月4日までの3週間で、153枚の交付があり、町外での交付も多く、また、土日祝日や夜間、早朝など、役場窓口が閉まっている時間帯の交付も交付ログから数多く確認されております。コンビニ交付での証明書交付手数料は、役場窓口よりも100円安くなりますので、利便性だけでなく、経済性の面でも、住民サービスの向上に貢献できたと考えております。

次にGISシステム事業については、町が保有する地図情報をデジタル化し、3月1日からテスト運用として、防災ハザードマップなどの情報の公開をスタートさせました。GISシステムでは、複数の地図情報を重ねたり、地図の拡大縮小ができますので、よりデータの可視化が可能となります。3月中には、地形図情報や都市計画情報などの掲載情報を順次増やし、本格稼働を行う予定でございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 令和5年度の実績として、今年2月から住民票の写しなどの証明書がコンビニで交付できるようになったと。それと、ハザードマップがネットで見られるようになった。スマホでも確認できるということですね。ハザードマップは、土砂災害とかいろいろな情報を今後も載せていくということです。そういうことが令和5年度では、デジタルの取組で行ったことだったことだったと思います。

特に、コンビニ交付については、非常に便利になったと、住民から喜びの声が寄せられています。今、お聞きしましたが、既に153枚がもう交付されたということでした。役場に来なくても、証明書の発行ができるというのは、これはもう画期的なことだと思います。しかも手数料も安いということなので、これはやはりデジタル化が進めば、住民にとっても、職員にとっても、

どちらもウィンウィンの関係で進んでいくのかなというふうに思います。

今は令和5年度の取組についてお聞きしましたが、では次に、令和6年度の取組についてお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 令和6年度のデジタル化の取組につきまして、ご答弁をさせていただきます。

さらなるデジタル社会の実現を図るため、町は国の令和5年度補正予算に盛り込まれたデジタル田園都市国家構想交付金事業の募集に対し、書かない窓口導入事業、コミュニティバスのキャッシュレス決済導入事業、学校の統合型校務支援システム構築事業の3事業の実施計画書を作成し、先日国に申請を行いました。

書かない窓口導入事業につきましては、昨年、坂原議員から一般質問をいただいたものとなりますが、外国語にも対応したタッチパネル端末にマイナンバーカード、運転免許証などを使用して、証明書交付申請書などに氏名、住所等の必要事項を出力し、申請者が記載する項目を省略するものです。

コミュニティバスのキャッシュレス決済導入事業は、交通系ICカード、PiTaPaやICOCAなどの読み取り機をコミュニティバスに導入し、運賃の支払いをキャッシュレスにするものです。

学校の統合型校務支援システム構築事業は、教育現場の事務処理及び児童・生徒の情報管理などをデジタル化するもので、教員の働き方を改革し、子どもたちと向き合う時間を増やそうとするものです。こちらの事業も、令和3年に坂原議員から一般質問で導入のご提案をいただいたものとなりますが、当時は必要性を認識していたものの、財源の面で導入を見送らざるを得なかったところです。

今回申請したこれらの事業は、住民の皆様の利便性の向上や教育環境の改善を図ることができる事業と考え、厳しい財政状況の中ではありますが、計画書を作成し、申請を行いました。

交付金の採択は3月中に内示が行われることとなっておりますが、採択条件は年々厳しくなっておりますので、全ての事業が交付金事業として採択いただけるかは分かりませんが、内示が行われれば、3月議会最終日に補正予算を提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 令和6年度の新しい取組についてお聞きしました。その中で書かない窓口というのがありました。これは、役場窓口で証明書などを発行してもらうときに、その申請書に自分の

住所・氏名を書かないといけないのですね。その手間を省くというものです。書かない。これは今ありましたように、マイナンバーカードあるいは運転免許証などを提示すれば、職員がその端末に入力してくれると。だから申請に来た住民は書かなくてもいいんですね。申請上はそれで完結するというので、これは非常に便利がいいなというふうに思います。

それからまた、コミュニティバスの料金支払いにP i T a P aカードやI C O C Aカードが使えるということですね。これもキャッシュレス化ということで、便利がよくなると思います。

それから学校の先生の事務作業をサポートする校務支援システム構築というのですか。それも国に交付金を申請しているということでしたね。この3点について申請していると。

この3事業とも、ぜひ必要なことだと思うので、もう申請中なので、後は国がどう判断するかということですが、できれば3事業とも採択されることを願っております。

もうこれは、これ以上何も言えませんので、次の質問に移ります。

これまでデジタル化のことについて議論してきましたけれど、デジタル化が進むことによって住民生活が便利になるというのは大変よいことですが、ではデジタル化、デジタル技術が進めば進むほど、使いこなすのに、要はパソコンとかスマホというのを使いこなせなければならぬんですね。そんな専門的な難しいことではないという感覚ですが、でも初心者や高齢者の方にとっては、複雑で難しいというふうに感じられる方も多くおられます。よく聞きます。

ということで、パソコンやスマホが使えない人はどうするのかという問題が残っていきます。そのパソコンやスマホの操作が分からない人への配慮についてはどのようにお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 いわゆるデジタル弱者への取組ということにつきまして、ご答弁をさせていただきます。

情報通信技術の発展によりまして、日常生活におきまして、スマートフォンやパソコンは欠かせないツールとなっており、デジタルツールを利用できる人とできない人の間で格差が生じ、新たな社会経済問題に発展する恐れがあります。

デジタル社会を実現するためには、誰もがデジタル技術を快適に安心して利活用できる取組が必要であると認識しております。

本町では、最も身近なデジタルツールであるスマートフォンの操作が学べるスマホ教室の開催を行うほか、坂原議員から提案を受けまして、国が実施するデジタル活用支援推進事業のスマートフォン講座の教材を、町ホームページに掲載するとともに、岬だよりにシリーズで掲載をさせ

ていただいております。ただ、スマホ教室につきましては、予算の関係もあり、今年度も入門講座については1回、基本講座を含めましても4回分しか開催できておりません。国のデジタル活用支援推進事業には、スマホ教室開催の支援制度があり、4月下旬頃に公募が行われていると説明を受けております。この制度を活用し、6年度はスマホ教室の開催を増やすとともに、基本的な操作を学ぶ講座だけでなく、キャッシュレスやマイナンバーカードを利用した申請方法など、応用的な使い方が学べる講座の開催を検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 基本的な操作だけではなくて、マイナンバーカードを実際に使って操作する内容もそのスマホ講座で行っているということでした。大変よいかないというふうに思います。

また今答弁の中で岬だよりや町のホームページに、そのスマホの使い方などについて掲載しているということでしたが、それを見てその操作方法が分かったとして、実際に自分でそのオンライン申請しようとしてやってみた。やってみて、実際に使うとなったら、ちょっと、あれ、ここどうやったらいいのかと言って戸惑う場面が出てきたりすると思うのです。そういうときに、気軽に問い合わせができる相談窓口があれば、よいかないというふうに思うのですが、この点についてはいかがでしょうか

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 身近な相談窓口を設けることはということにつきまして、ご答弁をさせていただきます。

町が実施する集合型のスマホ教室では、利用者個々の困りごとを解決することは難しいところがあります。また、町内には携帯ショップがありませんので、身近に相談できる場所がないということは課題であると認識しております。ほかの市町村では、業者への委託や学生アルバイトを募集して、定期的に相談窓口を設けたり、郵便局に委託したりするケースもございますが、経費の問題を含めいろいろな課題があるところです。当面は国の支援制度を活用しながら、集合型のスマホ教室の充実を図ることとし、個別の相談窓口の設置については、国の支援制度や需要を見極めながら、実施の方策について引き続き検討をしてみたいと考えております

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 操作方法について行き詰まったときに、すぐに聞くことができるところがあるというだけでも安心感があると思うのです。さらに、そこで分からなくて行き詰まったところを聞いて解決するというのは、これは有効な業務に思うのです。

恐らく、そういう窓口を開設しても、相談内容というのは、そんなに高度な難しい質問ではな

と思うのです。基本的な初歩的なそういう疑問とか、操作方法が分からないとか、そういうふうな内容になるかなと思うのです。そういう意味では、その窓口に張りついてもらうスタッフにしても、そんなに高いスキルを持った専門人材でなくてもいいのかなと思うのですが、いろいろクリアしなくてはならないことがあるのだと思います。

今後とも、その相談窓口開設に向けて、前向きに検討することを求めて、この質問を終わります。

次に、移住定住促進についてお聞きします。

岬町の財政として、税収の増加や、また、まちのにぎわいづくりを推進するには、一人でも多くの住民や、企業、事業者の誘致が欠かせません。

そこでまず、企業誘致の現状についてお聞きします。今現在、企業誘致の優遇制度というのは、どのようになっていますか。お答えください。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 企業誘致の優遇制度の現状につきまして、ご答弁をさせていただきます。

本町では、企業立地の促進と町内事業者の事業規模の拡大を促進するため、条例を制定し、課税免除制度や助成金制度、工場立地法の緑地等の緩和制限といった優遇制度を設けております。課税免除制度では、製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業などの用に供する設備などで、取得額が一定額以上の場合、3年間課税免除を受けることができます。

また、助成金制度では、工場や物流施設、データセンターなど、延べ床面積が1,000平方メートルを超え、投下固定資産総額が5,000万円を超える事業者を対象として、施設設置助成金、雇用促進助成金、水道料金助成金を交付し、施設設置助成金では5年間で総額1億円まで助成を受けることができます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 企業誘致ですから、企業に岬町にどうぞ来てくださいということですよ。それは来てくださいという言葉だけ、口だけではなくて、その代わり来てもらったならこれだけ優遇しますよという一定の条件をつけてということになりますけれど、そういう優遇措置をつけて、来てください、ウェルカムとってPRするという事なんですね。それによって、その企業が岬町に入ってきてやすくなるという、その一つのこれは政策だと思います。

この企業誘致の優遇制度は税金の免除とか、様々な助成金の制度があるとのことでした。ただ助成金の制度の条件としては、その企業の規模が、延べ床面積が1,000平米でしたか、それから投資金額は5,000万円以上の企業ということでしたね。かなり大きな企業ですね。

これが企業誘致の現状、優遇措置ということでした。ではこの制度の活用実績はいかがでしょうか。答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 優遇制度の適用実績につきまして、ご答弁をさせていただきます。

優遇制度につきましては、これまで多奈川地区多目的公園に進出をいただいた青木松風庵、マエキン、コーヨークリエイト、多奈川発電所跡地に進出いただいたニューレジストンに適用し、助成金等の交付を行っております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この企業誘致の優遇制度を実際に活用して、岬町に移住と言いますか、その企業が岬町に入ってきてくれたというのは、いきいきパークと関電跡地に進出した企業4社に適用したということでした。

ということでしたが、今後もっと多くの企業が進出しやすい環境をつくるためにも、この優遇制度の対象を拡大してはどうかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 優遇制度の対象の拡大する考えはということにつきまして、ご答弁をさせていただきます。

課税免除制度につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法などの規定に基づき実施しているもので、課税免除相当額を交付税として補填いただく制度となります。

法の中で対象となるものが定められておりますので、町独自で対象を広げることはできません。助成金制度につきましては、町の独自施策として設けている制度となりますので、対象を含めて内容の見直しは可能です。町独自の施策となりますので、実施する助成金は全て町の財政負担となります。そのため、助成金制度の制度設計に当たっては、将来を含めて、町の産業の振興や雇用機会の創出につながり、地域と共存でき、町の財政にどのように貢献できるかを検討する必要があります。

現在の制度内容では、対象業種は可能な限り幅広く盛り込まれております。指定要件については、企業誘致の趣旨を踏まえると、施設規模、投資額ともに一定の規模要件は必要になると考えておりますが、検討の余地はあると思いますので、他の団体の事例や財政の影響等を含めて慎重に検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これは進出する企業の受入れの間口をもっと広げたらどうかという提案だったの

ですけれど、対象拡大というのは少し難しそうやなというような答弁でした。今後とも検討が必要なことでしたが、ぜひこれも前向きに検討することを求めます。

今は企業誘致のことについてお聞きしました

次に、移住者支援の現状をお聞きしたいと思います。移住者支援の現状はどうなっていますか。お答えください。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では平成27年度から、本格的に移住施策の取組を開始し、移住相談及び支援策の拡充を図ってきたところです。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりリモートワークやテレワークが定着し、地方移住への関心が高まっております。

移住定住対策として移住者や新しい定住者に、新築・中古住宅購入補助金や賃貸住宅の補助金など制度の活用を図るとともに、空き家バンク制度の運用、また空き家の除却や改修などの助成、移住希望者に対して、お試し居住できる住宅の確保など、取組を進めております。

今後の対策として、雇用や住まいなど、移住定住の条件を向上する総合的な環境整備を行い、移住定住を促進するとともに、移住者の潜在需要を開拓するため、観光振興や情報発信によって、町の交流人口を拡大し、新しい人の流れをつくり出すことが必要であると考えております。引き続き、現在策定中の岬町デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、地域の特性を考慮しながら、まちづくり交流館を活用し、移住者支援に取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほどは、その企業誘致のことについてお聞きしました。

今度は個人ですね。個人として岬町に移住してくる、転入してくる、そういう人を増やそうということですね。呼び込もうということ。

移住者支援としては、まず住居について支援しているということでした。新築住宅の購入費用あるいは中古住宅の購入費用ですね。それから賃貸住宅については、家賃補助なども実施しているということでした。

私は、この岬町に町外からの人や企業をもっと呼び込むためにということをテーマにお聞きしているわけですが、その政策として、まずは企業誘致がある。さっき言った大企業ですね。企業誘致の場所も決まっているのですよね。以前はいきいきパーク、東畑の土取跡地でした。でも、そこにはもう企業誘致が進み、もう全て企業が埋まったそうですね。今、その企業誘致をしているのは、その場所は関西電力の多奈川発電所の跡地であるということです。それはかなり大きな

企業が対象になっているということです。

そして個人の移住には、住宅の補助金などで転入を促進しているということだったというふうに思います。その企業の受入れをさらに促進するために、その企業誘致の対象企業ほど、大きくない企業ですね。言わば小規模事業者の移住に対しても支援してはどうかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、事業者支援といたしまして、町内商業の活性化及び創業の支援を図ることを目的として、町内で新たに創業する者に対して、事業所等の開設費、備品の購入費、広告宣伝費などに対して30万円を上限として補助する、岬町創業支援事業補助金がございます。ただし、創業支援補助金は本町が国の認可を受けた創業支援等事業計画に沿った事業を受けることが条件で、事前に岬町商工会による経営、財務、人材育成、販路開拓に関する支援である創業セミナーや個別相談等を計4回以上受ける必要があることと、本町主催によるビジネスプランコンテストに応募し、上位4位以内に入賞することを条件としております。

また、既に事業を営んでいる個人、または法人が町内において創業する場合は、新事業もしくは新分野に進出する2次創業を条件としております。さらに町内に本店所在地とした法人登記が行われていることが条件と付されております。

議員のご提案の移住事業者の本町への事業進出については、経済の活性化、地域の活性化、税収の増加、雇用の創出など店舗展開がもたらすメリットが多いことから、前向きに検討したいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 企業誘致は大きな企業、それから移住者支援は住民個人の移住促進を促進すると。

ここで私が言いたいのは、町外から移住してくるといふ事業者も移住を促したらどうかと思うのです。

ところが、今岬町にあるこの小規模事業者に対する支援というのは、新規事業者に限っているのですよね。新しく創業すると、創業事業者支援となっていますけれど、岬町で新たに今まで企業を起こしていなかったけれど、今回の岬町だったら企業を起こす、新たな事業をする、あるいは岬町外で何か先に事業を営んでいる人についても、同じ形態の企業をそのままこっちに持ってくるのか、2号店とか、支店を岬町につくろうとなると、それには支援がないのですよね。新たに創業しないといけないとなっているのですよね。その場合は、違う新規分野、新しい分野に進

出すると、創業支援というのがあるということなのですけど、それがなかなかないということなんですね。

そこにも、それこそ間口を広げて、もっと小規模事業者が町外で実際に経営しているけれど、環境がいいから、もう1店舗、岬町に出店したいという人にも、岬町に来るのだったら、こんな支援策がありますよとして、転入を促すという支援策もあれば、なおさらよいかと思うのです。

なかなか、ちょっとすぐにはいかないかもしれませんが、町外からの移住定住、個人住民もそうですし、企業もそうですし、さらなる支援策を実施されるように求めて私の一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時04分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、谷地泰平君。はい。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました、谷地泰平です。

議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問では1、公民館・図書館等整備事業について。2、学びにアクセスできない子どもたちをゼロに。3、岬プロモーションについて。こちらの三つについて質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問です。一つ目は公民館・図書館等整備事業についてです。公民館・図書館等整備事業は、岬町過疎地域持続的発展計画の重要施策にも位置づけられており、住民からも期待する声がとても大きい事業です。本事業においては昨年2月、5月、9月と、3回岬町公民館・図書館等整備検討委員会を開催し、その間昨年3月には住民から幅広い意見を聞くために、住民ワークショップも開催しており、基本構想策定に向けてしっかりと進めていただいていると認識

しております。

また、我々議会においても本事業をしっかりと後押しすべく、今年度から新たに特別委員会として、公民館・図書館等建設整備検討委員会を設置し、ほかの自治体の図書館の視察に行ったり、住民から意見を聞く公聴会を開催するなど、一生懸命取り組んでまいりました。そして11月29日から12月18日の期間において、仮称岬町公民館・図書館等整備基本構想案に対するパブリックコメントが実施されました。

そこでお伺いいたします。現在の公民館・図書館等整備事業の進捗状況について回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 質問にお答えいたします。

現在は仮称岬町公民館・図書館等整備基本構想案についてのパブリックコメントの意見を集約し、その回答について検討を行うとともに、基本構想案の修正に着手しているところでございます。基本構想は令和5年度に完成し、令和6年度は基本計画を策定する予定でございます。以上でございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

今年度中に基本構想を策定し、来年度には次の段階である基本計画を作成する予定とのことで、順調に進んでいるようで安心しました。ありがとうございます。担当課の皆さん、しっかりと進めていただきありがとうございます。

現在はパブリックコメント、意見を集約しその回答を検討するとともに、基本構想案を修正している最中とのことです。あと残り1か月ですが、何とか予定どおり今年度中に基本構想を策定できるよう引き続きよろしく願いいたします。

また、公民館・図書館等の複合施設の設置場所については、ご存じのとおり本事業が始まった当初から、住民からはみさき公園への設置を望む声が本当に多いです。私自身も、何十人もの方からみさき公園に作ってほしいとの声を直接聞いておりますし、もちろん皆さんの耳にもたくさん届いていると思います。令和5年3月に実施した魅力ある学びの場のあり方、こちらに関する住民アンケートにおいても、設置場所について具体的な質問がないにもかかわらず、自由回答欄に10名の方がみさき公園への設置を望む記載をされております。議会の公民館・図書館等建設整備検討委員会が開催した公聴会においても、立地、アクセスについて伺った際に、交通アクセスが良い、駅近、平地、これは今の公民館が坂で、使いづらいというところになるかと思っております。

あとは駐車場が広いなど様々な意見がありましたが、一番多かったのは、ピンポイントでみさき公園という意見でした。さらには、1月14日に実施された新たなみさき公園の事業者から、自治区長連合会の説明会の際にも、複数人の方から公民館・図書館等の複合施設をみさき公園に作ってほしいとの意見がありました。このように様々な方法で、本当に多くの住民から公民館・図書館等の複合施設をみさき公園に作ってほしいという意見が届いています。

そこでお伺いいたします。これまで説明したとおり公民館・図書館等の複合施設については、住民からは、みさき公園への設置を望む声がとても多いです。このような多くの住民の声を受けて、設置場所については、どのように考えておりますでしょうか。この質問については、新たなみさき公園整備事業と、公民館・図書館等整備事業の両方に関してきますし、この二つの事業者の責任者である副町長にお伺いしたいと思います。副所長回答お願いいたします。

○竹原伸晃議長 副町長、中口守可君。

○中口副町長 谷地議員の質問に答えたいと思います。

先ほど担当のほうより、基本構想を今最終段階で修正していると、いう取りまとめていると、いう状況で報告させていただきました。その基本構想の中には、全くどのような規模で、どのような場所にといいとこまでは絞り込んでおりません。よってその基本構想を考え、基本計画に進める中で、協議会の座長としてそういう場所をみさき公園にするのはいかがかと、いうのは全く協議は全くしておりません。先般の自治区連合会で説明会があったのは一昨年、今、精力的にカレイドジャパン アークルというグループが頑張ってくれてる中で、一昨年の説明会はいよいよ岬町と協定したからこういう計画ですと、いうことで計画示したわけですね。先般の地区連合会の説明会は、その後計画が変わりましたと。例えば大きく変わったんは、ドームが三つあったのを一つにするという大きな計画の変更がありましたので、その変更に対して議会は昨年の12月、今回自治区連合会にはこの1月に説明会を持ったところです。その中で、自治区連合会の一部の方からそういう意見は出るというのは承知してありますが、その場所についての検討は町として全くしておりません。

この検討するに当たっては当然、先ほど言いましたように、箱物の規模、場所、そういうのを含めて今後検討して、さらに財政がどうなるのかということも考えながら、基本計画を進めなければ、ならないというように責任者として考えております。以上です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

現時点では、公民館・図書館等整備検討委員会では、みさき公園の設置については議論は行っ

ておらず、令和6年度に予定している基本計画策定の中で、検討を進めていくとの回答でした。現在策定している基本構想は、施設の基本理念や施設整備の方向性を示すものであり、具体的な設置場所や規模などについては基本計画にて決めていくものであるため、みさき公園への設置についても、議論を行っていないということは分かりますが、みさき公園の設置については現在進められている新たなみさき公園整備事業である「MiLEX PROJECT」こちらにも影響してきます。

先ほど述べましたが、新たなみさき公園についての事業者から自治区長連合会での説明にて、参加者の方から公民館・図書館等の複合施設をみさき公園に設置してほしいという意見が出た際に、事業者からは今からならまだ間に合うし、ぜひ前向きに検討したいため早く町から正式に話がほしいとの回答がありました。

そこでお伺いいたします。まだ基本計画を策定してない段階なので、そういう立地場所についてはこれからの検討との回答でしたが、その後新たなみさき公園整備の事業者とは、何らかの協議ってものは行っているのでしょうか。こちらについても副町長から回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 副町長、中口守可君。

○中口副町長 谷地議員の質問に答えたいと思います。

そもそもみさき公園のカレイドジャパンによるアークルというグループにおいて、みさき公園を一昨年、先ほど言いましたように計画を立案しました。その過程の中であったのは、結局33ヘクタール、33ヘクタールを、将来の岬町の活性化のために活用してほしいということで、町行政から一般公募したところ、PFI事業でうちは30ヘクタールを30年間かけて計画するとともに、管理運営していきますということで、先ほど言いました社が進めることになってます。だからPFI事業で33ヘクタールの権利を持つてるのは、岬町からカレイドジャパン アークルグループに任せたんですわ。そうやってその任せた区域については今のところ、町としては静観じゃないんですけども、その建てるに当たっては、建蔽率、容積率、そのもろもろの細かいことまで検討された上で、先般の計画変更が提出されたところです。その上にまだ建蔽率、容積率を上げるようなことは、実際問題数値的に正直できないのかなと思ってます。ただ谷地議員の提案ですから、一応議論の場には載せる必要があるかも分かりませんが、あくまでも主体は、カレイドジャパン アークルグループであるというように認識したいと思います。でないと、そこに町が仮に計画を持っていくと、この事業に対しては町が責任持って費用も含めて、施工するんですかってなるのが当然なんで、先ほども申しましたように6年度、7年度の大変厳しい財政

の中では、ちょっと考えにくいのではないかと、責任者としてそう思うわけでございます。以上です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

新たなみさき公園、こちらについては先ほど副町長が回答いただいたとおり、確かにPFI事業として、事業者におまかせしているという状況なのであくまでも事業主体は事業者である。そういう事情であれば重々承知しておりますし、あとは建蔽率等々の課題もある。あとは岬町の財政という問題もある。そういったところもいろいろ複合的に考えながら、今後検討していかなくちゃいけないということは理解いたしました。しかし先ほどから述べましたとおり、多くの住民がみさき公園へという声がある中で、何らかの形では事業者と協議をするっていう機会が必要かと思っておりますので、こちらについては基本計画を進めるに当たって事業者と協議を続けていただければと思います。よろしく申し上げます。

また、これから基本計画を策定するに当たって、住民の声を広く取り入れていく必要があると考えております。基本構想策定に当たっては住民アンケートや住民ワークショップなどを実施し、住民の声を多く取り組む。取り入れる取り組みがされてまいりました。しかし、住民アンケートも1,500人の無作為抽出であり、住民ワークショップも1回だけであったため、自分の意見を伝える機会がなかったと。残念がる声を耳にしております。また、ほかの図書館、図書館整備事業の進め方を見ていると、住民ワークショップを何回も開催するなど幅広く多くの住民の声を聞くようにしています。

そこでお伺いいたします。基本計画においては立地場所だけではなく規模、構造、機能サービス、管理、運営など多くのことを決めていくことになるため、より多くの住民の声を聞いていく必要があると考えますが、今後どのように進めていく予定でしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 質問にお答えいたします。

住民の意見の取り入れについてでございますが、令和6年度に基本計画を策定する予定でございますので、その中で必要に応じて意見を聞いてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

基本計画を策定する中で、必要に応じて住民の意見を聞いていくとの回答でした。住民の意見

を聞く方法というのは、様々な方法が考えられます。これから作ろうとする公民館・図書館等の複合施設は住民の思い、憩いの場として今後何十年も長い間親しまれ、愛され、利用され続ける施設とならなければいけません。それには作る段階から住民に参加してもらい、その思いを組み入れることがとても大事です。住民みんなの思いが詰まったすばらしい施設となるように、しっかりと住民の声を聞きながら進めていただくよう要望し、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に、二つ目の質問です。

二つ目は、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにです。令和5年12月議会や先日の大里議員の一般質問、そして先ほどの坂原議員の一般質問でもありましたとおり、2022年度の文部科学省の調査で、全国の小中学校における不登校の児童生徒数はおよそ30万人にも上がることが判明し、子どもたちが置かれている深刻な状況が明らかになりました。また、このときの文部科学省の調査では不登校以外にも多くの衝撃的な事実が明らかになっています。

ここでお配りしている参考資料をご覧ください。資料1をご覧ください。いじめの認知件数6万8千194件、過去最多。前年度比10.8%増。特にグラフを見ていただくと分かります、小学校の増加が著しいです。資料2をご覧ください。いじめの重大事態発生件数923件、こちらも過去最多。前年度比30.7%増。資料3をご覧ください。こちらが不登校児童生徒数です。先ほどお伝えした30万人と言われているものです。具体的には29万9,048人、もちろん過去最多、前年度比22.1%増。資料4をご覧ください。こちらも以前に大里議員も述べられておりましたが、不登校の要因は51.8%で半数以上が無気力・不安という結果です。資料5をご覧ください。不登校児童生徒の中で、学校内外で相談指導等を受けていない数。具体的には学びにアクセスできていない子どもの数、ということになると思います。これが11万4,117人。こちらも過去最多、前年度比28.4%増。このように、今の時代の子どもたちが置かれている状況は本当に深刻です。

そこでお伺いいたします。岬町の小中学校の不登校の数。また、不登校の定義には含まれないですが不登校傾向がある、いわゆる隠れ不登校の数はどれくらいでしょうか。なお、隠れ不登校は学校には行くが、保健室など教室以外で過ごすことが多い。学校には行き、教室では過ごす、心の中では学校に通いたくない、学校が辛い、嫌だと感じているといった子どもが該当すると言われております。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

不登校の定義について、文部科学省は年間に連続して、または断続して30日以上欠席した生徒児童のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない。あるいはしたくてもできない状況にあるものとしており、岬町では、令和4年度末では小学校で8名、中学校では10数名となっております。一方先ほど言われております隠れ不登校につきましては、文部科学省が定義する不登校に当たらず、一般的に使われないご表現であることから、教育委員会として答弁することが困難であります。以上です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

不登校の数については、10月議会の大里議員の一般質問で回答いただいたものと同じ、令和4年度末時点の人数ですので、まだ3月なので令和5年度の人数は分かっていないということかと思えます。また、隠れ不登校については特に文部科学省で定義が定められているものではないため、回答困難とのことでした。

隠れ不登校については、2018年の日本財団の調査によると、中学生の10人に1人が該当するといった結果もあります。また、先ほどの答弁によると岬町の不登校は小学校が8名、中学校が10数名とのことでした。また、恐らく隠れ不登校と言われる子どもも一定数いると推測することができます。

資料6をご覧ください。こちらはご存じのとおり、2021年度の文部科学省の調査結果による不登校児童生徒数の深刻な状況を受けて、令和5年3月31日に文部科学省が、誰1人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」をまとめたものです。資料7をご覧ください。「COCOLOプラン」を実現するためには行政だけでなく学校、地域社会、各ご家庭、NPO、フリースクール関係者等が相互に理解や連携をしながら、子どもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要であるとされています。こちらの図は、その関係機関の連携を示したものです。また参考までに資料8。こちらは「COCOLOプラン」の目指す姿を示したものです。資料9をご覧ください。さらに、最初に説明させていただいた文部科学省の調査結果を受けて、令和5年10月17日には文部科学省にて不登校・いじめ緊急対策パッケージがまとめられ、各自治体内の状況について総合教育会議を議題とし、首長及び関係部局との認識を共有及び対策の検討を進めるなど、必要な連携を図っていくことが求められました。また、12月議会の大里議員が一般質問でもありましたとおり、不登校の子どもにとって学校に行くこと自体がとてもハードルが高いため、こういった子どもへの学びの保障を行うには、学校以外の学びの場の存在はとても重要だと考えます。

そこで改めてお伺いいたします。岬町の教育支援センターの設置状況と、今後の予定についてはどうなっておりますでしょうか。回答をお願いいたします

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 教育支援センターの設置状況と今後の予定でございますが、先の12月議会での大里議員の質問でも回答させていただきましたが、現在本町では教育支援センターは設置しておりませんが、教育委員会としては今後、学校以外の教育施設の受け入れについて検討してまいります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

現在は教育支援センターは設置していないが、今後は学校以外の教育施設の受け入れについて検討していくとのことでした。引き続き進めていただくようお願いいたします。

また、文部科学省が不登校対策として、全国で学びの多様化学校の設置を進めていますが、現在の状況はどうなっておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 学びの学校の状況でございます。不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して、教育を実施する必要があると認められた場合、文部科学省が学校教育法施行規則第56条等に基づき、学校を指定し教育課程の基準によらずに、特別の教育課程を編成して教育を実施することができます。これまではその指定された学校を不登校特例校と呼んで、呼んできましたが、令和5年3月に取りまとめられた、誰1人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策において、実際に当該学校に通う子どもたちの目線に合った相応の名称の観点から、新たな名称として学びの多様化と呼ばれるようになっていきます。平成28年に実施された不登校特例校の調査では、学びの多様化、多様化学校の在校児童生徒数は横ばいでしたが、小中、中学、中高生においては年々増加傾向にあります。また、令和2年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要の結果では、小学校、中学校、高校合わせて全国で全国に約30万人以上の不登校児童がいることが分かっています。現在、学びの学校に指定されている学校は令和5年8月現在、全国に公立14校、私立10校、計24校とありますが、文部科学省は今後、300校を目指していると言われております。また大阪府では、全国で初めて公立高校で、不登校特例校の設置に向け検討しております。

一方、運営上の課題として、先にも述べましたが、全国的に設置数が少なく、都道府県の中でも設置されないところもあります。また、教員の数が足りない、私立では保護者の経済的負担が

大きいとされています。以上です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

資料が飛んで申し訳ありませんが、資料14をご覧ください。先ほど回答いただきました令和5年8月現在の全国の学びの多様化学校の設置状況の図です。回答いただいたとおり、全国でまだ24校しかありません。近畿圏では、京都府京都市と奈良県大和郡山市にしかありません。今後300校の設置を目指していくとされており、国も急ピッチで進めておりますが、岬町の子どもたちが通える場所に設置されるには、まだまだ時間がかかるのではないかと考えます。

資料10から資料13をご覧ください。こちらは文部科学省が作成した教育機会確保法パンフレットの抜粋です。教育機会確保法は、不登校児童生徒に対する教育の機会の確保を目的としたものであり、学校以外の多様な学びの場の重要性を示しています。資料13をご覧ください。こちらには学校以外の多様な学びの場として、先ほど質問させていただいた教育支援センターと学びの多様化学校が示されています。しかし、現在どちらも岬町にはありません。

そしてもう一つ、フリースクール等と示されています。皆さんニュースなどで見たこともあるかもしれませんが、現在不登校の増加に伴って、フリースクールの数、利用者が増加しており学校や行政とのより一層の連携強化が求められています。そんな中、最近注目されており、全国的に増えているのが、オルタナティブスクールと言われる学校です。

そこでお伺いいたします。オルタナティブスクールというのは、どのような学校なのでしょう。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 オルタナティブスクールとは、画一的な教育ではなく個人を尊重し、子どもが本来持っている探究心に基づいて、自律的・主体的に学習や行事が展開されるようカリキュラムが組まれていることが多いのが特徴です。本来、フリースクールや無認可校を含めた総称したものを言いますが、現在国では明確な定義が定められておらず、学校教育法の中で定められた学校や、スクール、フリースクールに対し、もう一つの学校と、を指す意味で使われています。以上です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

資料15をご覧ください。私もオルタナティブスクールについて調べてみました。公教育とは異なる独自の教育理念、方針により運営されている学校であり、子ども1人1人の個性を尊重し、その可能性を引き出す教育を重視しているという特徴があるようです。学校によって教育法も異

なり、モンテッソーリ、シュタイナー、イエナプラン、フレネ、ニール、サドベリー・バレーなど様々あるようです。また、メリットとしては考える力や行動する力が身につく。自律的なスタイルで学び、主体性が身につく。体験型学習が充実している。少人数、異年齢のクラス編成でコミュニケーション力が身につくと言われており、逆にデメリットとしては学費が高い、学校の数が少ない。これにより空白地帯が多いとされています。そして無認可が多く、卒業資格を得られない。これは出席扱いになるかどうかというのは在籍している学校の判断と言われていました。そして上級校は併設されていない。このようには言われています。

近隣には、大阪府箕面市の箕面こどもの森学園や、和歌山、和歌山県橋本市のきのくにこどもの村学園が有名です。箕面こどもの森学園は入学待ちが100人を超えており、きのくにこどもの村学園も、毎週実施されている学校見学会は予約でいっぱい全国から訪れています。

資料16、17をご覧ください。参考ですが箕面こどもの森学園、これ小学部の教育プログラムと時間割です。時間の関係上一つ一つは説明はしませんが、公教育とは大きく異なった内容となっています。また学費については学習費月額4万7,300円、施設費年額5万3,000円と、かなり高額です。こういったオルタナティブスクールは、全国に約500か所あるとも言われており、不登校の子どもの周りからの選択肢を一つとなっています。

先ほども述べたとおり、岬町には教育支援センターや学びの多様化学校といった学校外の学びの場がありません。オルタナティブスクールもありますが、近隣市町にはいくつかあります。しかし、大きな課題は学費と卒業資格です。私からもこの学費の助成と卒業資格取得に対する学校との連携について提案するつもりでしたが、先ほど坂原議員の一般質問でも同様の提案があり、まずは町長のほうからも現状調査し、何ができるかを検討していくとの回答をいただきましたので、私からはこの場での提案というものは控えたいと思います。引き続き前向きに検討していただくようお願いいたします。

最後に子どもたちに本当の意味での学びの保障を行うには、1人1人の子どもに合った学びの場として、もっといろんな選択肢があるべきだと思います。令和5年度学校基本調査によると、日本小学生の98.3%が公立小学校に通っています。これは全国どこでも同じ教育が受けられるという良さがある一方、公教育以外の選択肢は少ないとも言えると思います。不登校の子どもたちの中には学校に行かない選択をし、自分に合った学びの場を探している子もいると思います。そんな子どもたちも含め、全ての子どもたちに自分に合った学びの場を与えてあげることが、本当の意味での学びの保障であり、国や自治体がやらなければならないことだと思います。

大阪府の池田市には日本初の公設民営のフリースクールがあります。廃校を活用したフリース

クールであり、月謝・相談料については池田市民は無料。池田市民以外の方にも基本料は月額4,000円と、かなり利用しやすい価格となっています。先ほどの質問の回答で、学校以外の教育施設での受け入れについて検討を行っていく、とのことでしたので池田市のような官民連携によるオルタナティブスクール設置などについても、検討していただければと思います。そして、子どもたちみんなが自分に合った学びを受けることができ、不登校という言葉だけでないことを強く要望し、この件について質問を終わります。

次に三つ目の質問です。三つ目はみさきプロモーションについてです。

日本全国で人口減少、少子高齢化が進み、地方自治体の財政状況も厳しさを増す中、子育て支援、移住定住施策、ふるさと納税返礼品など、自治体間競争は年々激しさを増しています。そんな中、町の魅力価値を高め、町内外にPRしていくことはとても重要となっています。町内の住民に対しては、さらに深く岬町のことを知ってもらうことで郷土愛を育み、岬町に進み続けたいと思ってもらうことができます。町外の方に対しては岬町の魅力を知ってもらうことで、交流人口、関係人口を創出し、地域活性化につなげることができ、さらには移住定住にもつなげることができます。そして、PR方法としてはイベント等に参加し、直接相手に伝える方法や広報誌、SNS、ホームページ、新聞、テレビなどの情報発信媒体を活用する方法があります。こういった様々な方法で効率的効果的に行うことが重要です。その中で、今回はいくつかの情報発信の方法についてお伺いしたいと思います。

まずは、広報岬だよりについてです。広報岬だよりは、各戸配布であり住民に対して一番効果的な情報発信媒体です。この広報岬だよりの作成方法と費用について回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬だよりの作成については、各課からの掲載依頼を企画政策推進担当で受け付け、取りまとめて、デザインレイアウト事業者に委託しており、印刷については町内事業者をお願いしているところです。

作成にかかる費用につきましてはデザインレイアウト費用として月25万9,000円税込となります。年間では310万8,000円となります。印刷費用については、ページ数やカラー2色刷りでの単価が異なりますので、令和4年度決算額では339万8,687円となり、月平均約28万3,000円となります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

作成方法としては、各課からの掲載依頼を企画政策推進担当で受けて取りまとめ、それをデザインレイアウト事業者に委託して編集してもらい、印刷については町内事業者に行ってもらっている。費用については、令和4年度決算額でデザインレイアウト費用が310万8,000円。印刷費用は339万8,687円との回答でした。この費用を合計すると年間650万6,687円になります。各戸配布で毎月発行していますので、決して安い費用ではないです。

そこで、私は令和5年3月議会において、全国の自治体等の広報作品コンクールである全国広報コンクールの入賞作品を紹介し、もっと読みたくなる広報誌を目指すべきと訴えました。その中で、特集記事などの企画コーナーの新設を目指すという答弁がありました。この特集記事などの企画コーナーは未だ実施されていないと思われませんが、いつから作成する予定でしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

特集記事につきましては地域の魅力を伝え住民の関心を引き、本町の取組を理解してもらうための重要なコンテンツであることから、毎月できるだけ掲載するよう心がけております。例えば、令和5年7月号、10月号、11月号、令和6年1月号では各小学校創立150周年記念を特集号として掲載しております。引き続き読者の関心が高いテーマ、地域の特色を生かしたテーマの選定などを検討したいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

令和5年7月号、10月号、11月号、令和6年1月号では各小学校創立150周年記念を特集記事として掲載しているとの回答でした。特集記事掲載されてたんですね。私が思っていた特集記事とはだいぶイメージが違っていたんで、特集記事が掲載されているとは思ってませんでした。これは申し訳ないです。しかし、令和5年3月議会のときの答弁では、特集記事などの企画コーナーについては例えば読者参加、人物クローズアップ、地域文化の掘り起こし、現場クローズアップ、生活お役立ち情報、教養講座などが想定されるとの回答でした。また、そのとき私が紹介した愛媛県内子町の広報うちこの特集記事は全14もページもあり、写真もふんだんに使われ、記事も多くの住民をインタビューしたものの内容となっており、住民参加の形になっています。

資料18をご覧ください。改めて全国広報コンクール入賞作品を紹介したいと思います。こちらの写真は、全国広報コンクール2023で最高賞である内閣総理大臣賞を受賞した埼玉県北本

市の広報きたもとの表紙です。広報誌においては表紙が最も重要とされており、手にとって読んでもらえるような目を引きつけるものでなければなりません。資料19をご覧ください。広報きたもとの特集記事です。やはり写真がふんだんに使われ、住民インタビューによる内容となっております。たくさんの方々が登場しています。資料20をご覧ください。全国広報コンクール2023の内閣総理大臣賞は北本市でしたが、広報コンクールは市部と町村部にわかれており、町村部においては、九つの自治体が入賞しています。資料21をご覧ください。こちらは、町村部で入選した埼玉県ときがわ町の特集記事です。以前から私は議会の場においてごみ排出量削減、リサイクル率向上に向けて、ごみ通信を発行し、もっと啓発に取り組むべきと訴えてきました。しかし、それに対する回答は、岬だよりを活用して啓発に取り組むといったものでした。その後、何度か岬だよりの中で3きり運動や4R推進などの記事が掲載されましたが、本当にわずかな内容であり、決して十分なものとはいえないと思います。埼玉県ときがわ町の特集記事を見てください。まず表紙がとても面白いです。ごみ袋に今日の主役は私です、というたすきをかけているところが発想は本当にユニークです。そして記事のカラー10ページで構成され、可燃ごみの減量に向けていろんな内容が書かれており、もちろん住民や関係者へのインタビューを行っています。資料22をご覧ください。今回は入賞しませんでした。令和5年12月議会で紹介させていただいた愛媛県内子町の広報うちこの表紙です。どの表紙もとても魅力的で目を引きつけます。表紙の重要性がとても分かると思います。

このような広報誌こそが読みたくなる広報誌だと思います。資料23をご覧ください。全国広報コンクール2023入選自治体と先ほどの内子町の人口世帯数、予算、ページ数、そして参考までに分かる範囲で広報紙発行にかかる費用を調べたものです。これを見て分かるように魅力的な広報紙を作っている自治体は、決して規模が大きく予算がたくさんあるというわけではないです。だから岬町でも作れると思います。すぐに大きく変えることは難しいかもしれませんが、こういったほかの自治体の広報紙も参考にして、もっと魅力的で読みたくなる広報誌を目指して取り組んでいただくようお願いいたします。また、広報誌をより良くしていくためには、実際に読み手による評価がとても参考になると思います。我々議会においても、議会だよりの広報モニターを設置しており、本当にいつも参考になるアドバイスをいただいています。

そこでお伺いいたします。岬だよりにおいては、広報モニターを設置してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 広報モニターの設置についてお答えさせていただきます。

広報モニターは広報誌や町、公式ホームページ、各種SNSなどによる広報活動に対して、住民の立場から意見提案していただくもので、幅広い世代から意見を抽出することが可能となり、より多くの意見を広報活動に反映することができるとともに、広報活動に住民を巻き込むことで自治体の運営の透明性が向上し、住民の信頼を得やすくなるなどメリットがあります。しかしながら、住民から提供される意見や情報の中には扱いが難しいものもあり、適切なプライバシーの保護と情報管理体制が必要なものもあります。また、広報モニターの選定、管理運営など、追加コストや時間がかかること、さらに有効なフィードバックを得るためには適切な管理が必要となります。以上のことから、本町が目指す目的や資源、住民ニーズに合った形で計画することが、重要であることから、広報モニターの設置につきましては慎重に進める必要がありますので、既に導入されている市町村を参考に調査研究してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平谷君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

広報モニターの設置にはいろいろ課題があるようですが、岬だよりをより良いものにするためには必要な取組だと思いますので、引き続き検討をお願いいたします。

次に、ホームページ、そして公式SNS、これLINEとかインスタグラムについてお伺いしたいと思います。これらについては現在どのような運用となっておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

ホームページや公式SNSの運用は情報の発信、住民とのコミュニケーション強化、地域の魅力の発信など、様々な目的で運用しており、各担当課で必要事項をアップし掲載の方法については、その都度都度で改善を図って運用しているところでございます。また、インスタグラムについては、若手職員によるプロジェクトチームの担当が、魅力発信に努めているところでございます。ホームページは自治体の基本情報、ニュース、イベント情報、公共施設の紹介、行政手続きのガイドなど、住民にとって重要な情報を一元的に提供しております。LINEは災害情報や緊急のお知らせなど、タイムリーな情報を迅速に発信でき、イベントの告知などにも利用しております。また行政の取組や政策を積極的に発信することで、住民への透明性を高めることができます。インスタグラムは写真などを中心としたコンテンツが主流で、本町の風景、イベントの様子などを紹介し、観光客の誘致や地域活性化につなげることができ、情報の拡散効果を高めることができます。ホームページとSNSを連携させることで、より効果的な情報発信の運用に努めま

す。

○竹原伸晃議長 事務局長、お昼を回る可能性がございます。谷地議員の質問が終わるまで、続行したいと思いますので皆様ご協力よろしく願いいたします。それでは、続けたいと思います。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

今回なぜこれらの運用についてお聞きしたかという、これについても以前から何度も指摘させていただいておりますが、ホームページ、公式SNSでの情報発信に未だにかなりの差があります。本来であればより多くの方に情報を届けるために、同じ情報を複数の情報発信媒体を活用して発信すべきですが、どちらか片一方にしかないという情報が多数存在しています。これも再三言っていますが、ホームページへの掲載だけでは情報発信にはなりません。町のホームページを頻繁に見る人はほとんどいないからです。だからこそLINEなどのプッシュ型による情報発信を行い、ホームページの情報へ誘導するといった方法が必要なのです。先日も住民に意見を聞くためのパブリックコメントが公式LINEで発信されていないことを指摘させていただきました。それ以外にも、ホームページとかLINEとかそういう情報発信には、ついては今年度もたくさん指摘のほうさせていただいていたかと思います。そして、先ほどの公民館・図書館等整備事業についての質問においてお伝えしましたが、2月21日に町ホームページにて新たなみさき公園の計画変更が発表されています。しかし、これも公式LINEに発信されていません。住民が一番注目し、興味関心がある新たなみさき公園についてもきちんと情報発信できていないんです。現在はホームページや公式SNSは、各担当課や若手職員がそれぞれ担当しているとの回答でしたが、広報は片手間では難しいと思います。これらのことを踏まえると、正直今の体制では難しいのではないかと考えます。以前令和4年6月議会にて坂原委員からも提案がありましたが、しっかりと岬町をPRしていくためには、広報課を設置し専門的に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

この件については組織体制に関することになりますので、町長からの回答をお願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代堯君

○田代町長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどからいろいろプロモーション、岬町のプロモーションについての課題を何点かお聞きさせていただきました。まずご理解を賜りたいのは人・物・金っていうのがあってですね、やはり今予算でも上げておりますけれども、町税20億何がしの金額に対して人件費が22億ほどいっ

てるわけなんですね。だから今の組織体制では無理だと言われても、もう2億からの人件費のオーバーが出ておる。本来は町税の中で人件費を賄うべきところがなかなか、どうしても今おっしゃるようないろんな事業にかかるためにですね、人件費、また人、そういったのに財源が必要となってきたことは事実でありますので、まずその点を踏まえた中で、私のほうは今回の言わば、議員提案の広報課の設置が必要と違うかと、こういうご質問なんですけども、あれもやるこれもやるっていうことは言いやすいんですけども、やはり町のトップとして言えるのは、限られた財源の中で限られた事業をやっていく、つまり自分の背丈以上のことをやると財政破綻を起こしてしまう。そういった悩みで、できるだけ歳出を抑えていけないというのがあります。そんな中で先ほど議員のほうから、大してあんまり金はかからんやないかということをおっしゃってまずけれども、やはり岬町の財政状況は分母と分子がひっくり返ってんですよ。結局入る金よりも出る金のほうが多いわけなので、そのことを踏まえるといろいろと削減をしながらまた、事業費を節約しながらやっていく。ですから今プロモーションの問題についても議会のほうはオールカラーで私は認めますけども、広報誌については住民の皆さんに申し訳ないけども、裏表だけがカラーであとはみんな白黒となって、部数は20枚。多いときで20数枚ぐらいあります。そういう状況の中で各担当としては、苦慮していることは間違いないんです。インスタグラムにも載ってないやないか。もっと人手をちゃんとしたらええやないかというお叱りもありますけれども、その点はですね、やっぱり組織を運営していく中でやはり最終的にはお金、財源なんですよ。その辺を踏まえた上でご理解を賜りたいと思います。

広報課を設置したらどうかというご意見についてはですね、令和3年に組織改革をやりましてですね、現在総務部からまちづくり戦略室のほうに地方創生担当を置いてですね、言わば広報の関係も含めて充実をさせてきております。3名から4名に増やしております。そういった中で、できるだけ住民の皆様に情報発信し、そして町の動きをご理解していただくようにしておりますけども、現在のところでは何らそれについて私は支障はないというふうに、現在の地方創生担当でうまく機能は発揮してるんじゃないかなと、このように理解してますので特に大きな問題があれば、またその時点で考えるとしてもですね、現時点では広報課の設置は現状でいいと、このように思ってますのでご理解賜りたいというふうに思います。以上です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は、13時10分からとします。よろしくお願いいたします。

(午前12時06分 休憩)

(午後13時10分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、早川良君。

○早川 良議員 ただいま指名をいただきました早川良でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、令和6年能登半島地震で被災されました皆様に心よりお見合いお見舞い申し上げます。被害を受けた皆様の安全と、1日でも早く平穏な生活に戻れますことを心よりお祈り申し上げます。また地震直後より、緊急援助隊、緊急援助隊として昼夜を問わず活動をしていただきました泉州南消防組合の皆様、また本町より派遣されました職員の皆様に改めて感謝申し上げます。

それでは質疑に入りたいと思います。1件目、小中学校の通学費補助について。この件につきましては、令和5年3月議会の総務文教委員会の中でも質疑させていただきました。義務教育期間での通学費の補助について要望させていただいておりましたが、改めてこの場で質問させていただきます。

まず現在の小中学校の通学手段、通学費自己負担の現状について答弁よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは早川議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず小中学校の交通手段について報告いたします。淡輪小学校につきましては、徒歩そして電車による通学を行っています。平成5年、孝子小学校が休校となり淡輪小学校に統合される際、教育委員会は隣接する深日小学校に児童を通学させる考えを示していましたが、深日小学校に通うには電車の乗り換えが必要で、児童の通学に大きな危険を伴うことから、保護者や地元から淡輪小学校への電車通学を強く要望された経過があり、電車による通学は孝子駅、御崎公園駅から乗車し、現在84名が通学をしています。深日小学校については、全ての児童が徒歩による通学を行っております。淡輪小学校については徒歩及びスクールバスによる通学を行っています。

スクールバスは電車などの交通機関がない、あるいは利用しづらい地域から通う児童の通学手段として運用しています。中学校につきましては、徒歩、自転車、バス、電車による通学を行っ

ております。

現在教育委員会は、通学費についての個人負担に対する補助は行っておりません。以上です。

すいません、文字の表現の訂正をお願いします。最後の学校名ですが多奈川小学校です。淡輪小学校ではございません。訂正させていただきます。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 回答いただいたとおり、居住地区に応じた通学手段により子どもたちは通学し、また公共機関等を使用する児童や生徒にあつては、全額自己負担で通学している現状であります。令和4年度、5年度の子ども子育て会議の中でも義務教育での通学費の自己負担についての議題があり、特に休校に伴い淡輪小学校に通学している孝子地区の通学費の負担については、スクールバスが無料で運行されている地区がある中、全額自己負担は不公平であり保護者負担も大きいので、通学補助を出すべきとの意見が多数出され、会長からも担当課へ要望として事務局に申し送られていたと思います。しかし財政的な問題もあり、進捗のない状況であります。そこで、遠距離、遠距離通学する児童・生徒に適用される「僻地児童生徒援助費等補助金」を活用し通学補助を実施できないか、答弁よろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 孝子地区等の通学費については、「僻地児童生徒助成費補助金」を活用した通学補助は実施できないかというご質問でございますが、「僻地児童生徒援助費等補助金」は、僻地等における初等中、初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県または市町村が負担する遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものです。補助金の交付額は「僻地児童生徒援助費等補助金」交付要綱等によれば、遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の2分の1を限度とするとされており、その補助対象経費は学校統廃合に伴って児童生徒の住居から学校所在地までの通学、通常の通学による片道の通学距離が児童に当たっては4キロ以上、生徒に当たっては6キロ以上となる遠距離通学児童生徒が負担した額とされて、額とされており、負担する通学費は当該年度において30万円以上の市町村となっています。また、補助期間につきましては国庫補助を申請してから、申請した年度から5年と限定されております。以上のように、この制度は学校統廃合に伴った孝子地区の児童を対象としておりますが、町に対し補助するものであり、個人負担に対する軽減措置ではありません。この制度は、通学バスでは委託料、電車等であれば町が全額を負担した上で町が申請を行い、その半額を国から町に補助されるとしたものであります。町がこの制度を活用して、孝子地区の現在通学している児童8名に対して、電車通学の無償化あるいは半額補助を行うことは、みさき公園から淡輪へ、淡輪小学校

に通う児童との間で不公平等が起こることが考えられ、また補助期間も一時的なものであることから、この制度の活用についてはいくつかの課題があると考えます。

議員が言われるとおり、ご家庭の負担を考えると、ことは教育委員会としては十分受け止めております。今後、教育委員会といたしましては、この制度活用の是非、また電車、公共バスで通われる、利用される生徒・児童の補助のあり方について調査研究を進めてまいります。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 新たな不公平の声が上がるとのことの懸念や、国からの補助期間が5年と一時的なものであるなど、回答どおりいくつかの課題があるのは承知しております。しかし、孝子地区は孝子小学校休校によりやむなく他の学校に通学している地区であり、電車通学に至った経緯が少し違うと私は認識しております。次年度9名の児童が孝子駅から乗車、通学される予定であります。家庭によっては年間13万弱の負担になるご家庭もあり、かなり大きいものです。この制度を活用し、早期の通学補助が実施されますよう強く要望します。またみさき公園から通学を含む84名の電車通学の児童、また公共バス、電車通学を利用した生徒の通学補助のあり方についても、大変厳しい財政状況であります。制度について調査研究を要望し、次の質問に移りたいと思います。

次はあたご山の環境保全について質問します。

大阪湾を見渡すあたご山はつつじの名所で、花越しに海を望む景色が人気であり、3月末の桜に始まり5月のつつじにかけ、町内外から人が訪れる岬町自慢の場所です。このあたご山も、昭和30年頃の最盛期を境に、地域産業、環境事業が衰退の一途を余儀なくされ、南海鉄道が管理から撤退後は雑草が茂り、不法投棄の増加、つつじの老木化が重なり荒廃するあたご山に変貌していました。しかし、平成18年頃に淡輪の財産である荒廃するあたご山を守ろうと地域の方々が立ち上がり、ボランティアによる清掃奉仕が発端となり、地域のことは地域からを合言葉に地域住民の意識改革を促し、展望台の改修、仮設トイレの設置に始まり、つづりの苗木の植樹等、財産区、淡輪財産区、商工会、淡輪観光協会、各種団体による奉仕活動が大きな支えになり、現在のあたご山へと継承されています。そこで現在のあたご山の管理状況はどのようなになっているのかお伺いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 あたご山の管理の状況につきまして、ご答弁をさせていただきます。

あたご山のつつじや桜の木が見られる主なエリアは、淡輪財産区が所有しており、淡輪財産区管理会の委員さんが定期的に草刈りや清掃、つつじや桜の木の維持管理を行っていただいております。

ます。岬町観光協会さんにもご協力をいただいているところですが、管理対象エリアは広く、また、斜面など足場の悪い箇所も多いため、維持管理には大変苦勞をいただいております。また、つつじの木も老木化やここ最近の異常気象の影響もあり、近年は花の咲き具合もあまり良くないと聞いております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 答弁でもあったように、管理対象エリアが広く、また斜面などの足場の悪い箇所も多いため下草の刈り込みや剪定など、財産区の管理員さんや観光協会の方たちは、維持管理に大変苦勞しておられます。またつつじの木も老木化や下草による日照不足やカビにより、花の咲き具合は年々悪くなってきており、現状の管理状況では美しいあたご山を維持していくのは困難だと思われまます。そこで今後の維持管理について町としてどのように考えているのかをお伺いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 今後の維持管理につきまして、ご答弁をさせていただきます。

つつじは町の花にも指定されており、あたご山はかつて淡輪遊園として賑わいを見せた由緒ある名所であることから、淡輪財産区としては今後もあたご山を守っていきたくと考えておりますが、維持管理に必要な費用や労力の面で課題を抱えております。

あたご山に隣接する外国人技能実習施設から、あたご山の維持管理にボランティアとしての協力の申し出をいただき、昨年9月からボランティア作業をいただいております。財産区担当としては、地域のボランティアや観光協会さんにもご協力をいただく中で、あたご山の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、老木化しているつつじや桜の木の樹勢回復対策や更新等は財産区だけでは対応は難しいところがございますので、町行政や観光協会にも協力をいただき、対応していく必要があると考えております。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 今、答弁でありました由緒ある名所であるあたご山を今後も守っていきたく、この思いは町民も一緒だと思います。今後も美しいあたご山を守るために、老木化しているつつじや桜の木の樹勢回復対策や更新についても、町行政もしっかり取り組んでいただけるよう要望いたします。

最後にあたご山について、岬町の観光資源としての考え方や今後の維持管理についてお伺いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの早川議員のご質問にお答えいたします。

あたご山のつつじや桜の木につきましては、観光担当といたしましても本町の貴重な観光資源であると認識しております。あたご山のつつじや桜の機能保全活動の現状といたしましては、本町から岬町観光協会に保全のために必要なつつじの剪定や、草刈り、清掃などの経費を補助金の一部として支出し、観光協会の皆さんに淡輪財産区のさんと協力して保全活動に取り組んでいただいております。しかしながらここ数年は保全活動に従事いただいております皆さんの高齢化が課題となっており、担い手の確保が困難な状況であるとも聞いております。今後は、こうした課題も視野に入れながら本町の貴重な観光資源を守る立場から、引き続き淡輪財産区や岬町観光協会の皆さんと協力し、適切にあたご山のつつじや桜の木を保全していけるよう対応してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○竹原伸晃議長 早川良君。

○早川 良議員 昨年も3月から11月の長期にわたり、毎週1回、観光協会のメンバー淡輪財産区の皆様が集まっていたとおり、約36回にわたり懸命に保全活動に取り組んでいただいております。先ほど答弁で言われていたとおり、近年は従事いただいている皆さんの高齢化が課題となり、担い手の確保が非常に困難な状況だと私も聞いております。またつつじや桜の木の樹勢回復には、一度専門業者による選定や土壌改良が必要であり、また計画的な植樹をするなど、適切にあたご山を維持管理できるよう補助金の見直しも必要かと思っております。

本町の貴重な観光資源であるあたご山を、未来の子どもたちへ引き継げるよう、町として対応していただくことを強く求め、一般質問を終わりたいと思います。

○竹原伸晃議長 早川良君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は準備でき次第ということですが。

(午前13時28分 休憩)

(午後13時32分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次に松尾匡君。

○松尾 匡議員 松尾匡でございます。

それでは、始めます前に今年1月1日に発生いたしました能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈りいたします。そして様々な形で被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。1日も早く日常生活が戻りますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、一般質問に入ります。まずは、岬町のハラスメントを防止する対策について昨年12月に議会ではハラスメント条例を、また行政側では職員のハラスメント要綱がそれぞれ制定されたわけであります。まずは行政側のハラスメント防止要綱を制定した理由、なぜ制定しようとしたのか、背景をお答えください。お願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

昨今、ハラスメントに関する事案が連日のように新聞テレビで報道されており、ハラスメントについては大きな社会問題であると認識しております。本町でもハラスメント防止については、研修の実施や職員通知など取り組んでいるところですが、岬町職員のハラスメント防止に関する要綱を定めることにより、ハラスメントのさらなる抑止力の効果が期待できるものとして、策定いたしました。以上です。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 確かに、ちょうど今もマスコミでは岐阜県岐南町の町長のハラスメント認定による辞職が話題となっているところです。そのほかにも様々な首長も過去には報道されて記憶にある方も多いのではないのでしょうか。

ハラスメントは、いつ、誰であっても加害者にも被害者にもなりうるということですよ。しかし、ハラスメントを受けた被害者は声を上げにくいものですね。ハラスメント防止要綱を定められた理由は先ほど、他市町村で実際に起こっているハラスメント事案の報道を受けて、大きな社会問題と受け止めているためということですが、では、岬町のハラスメントの実態、実態はどうなののでしょうか。大丈夫なののでしょうか。またこの岬町のハラスメント防止要綱ですけれども、この中身について確認していきたいと思えます。まずは、役場内で職員向けに実態調査されたのかどうか、したのか、していないのかだけでお答えいただきたいなと思えます。お願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

ハラスメントの実態調査は、岬町ではしたことはございません。以上です。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 分かりました。そこで、私は先日岬町行政職員の方々に向けてハラスメントに関するアンケートを取ろうと考えまして、設問を考えたわけなんです。役場内で実施しようと考えておりましたので、このようなアンケート実施することを総務課と、人事課へ相談して伝えるところですね、そのようなアンケートを取ることを許さない、許可しないという回答がなされました。でしたよね。なぜ許可できないのか、もう一度ここでお答えいただきたいなと思います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

まず、庁舎内でのハラスメントのアンケートの調査を、用紙の配布をするっていうお申し出があったときに配布はできないって申し上げた理由ですが、庁舎管理のほうで総務課のほうで確認したところ、お問い合わせいただいた職員へのアンケートは、議会として実施するものなどではなく、あくまで個人として行うものと説明をいただいたと聞いております。庁舎管理について定めた、岬町庁舎管理規則の第8条第6号で、公務の正常な運営の確保を図るため職務に関係のない文書図画等を配布し、またはしようとする行為を禁止しており、庁内で職員にアンケート用紙を配布することは、庁舎管理の立場として許可できないということを説明させてもらったと聞いております。この庁舎管理上のお断りさせていただいた理由は以上です。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 職務に関係のない文章、図面等を配布し、またはしようとする行為を禁止しているということですね。私は行政のチェック機関を担う議会議員の1人として、様々なことを調査し、より良い環境づくりを提案するのも私の仕事の一つです。ハラスメントの実態調査は職務に関係することですね。何をもって職務に関係ないと言えるのでしょうか。ここは明確にお答えいただきたいんですけど。また、もう一つお聞きしたいんですけど、ある販売等営業チラシが配布されていることを聞いております。これは、職務に関係するチラシと言えるんでしょうかね。これが配布されていて、私が取ろうとしている職務に関係のないと言われているアンケートがなぜ駄目なのかっていうのを明確にお答えいただきたいなと思います。また、議会として実施するものではなく、あくまで個人として行うものとの認識であるというお答えに関してでありますけれども、であれば議会として実施すると決めたとしたら実施するのでしょうか、これもお答えください。お願いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 先ほど人事担当のほうから、庁舎管理上の立場でのお話をさせていただいたところ
です。庁舎管理の立場ということは総務課の管轄となってまいりますので、私のほうからもう少し
補足をさせていただきたいと思いますが、先ほどご回答いたしましたように、今回お問い合わせを
いただいた職員のアンケートにつきましては、議会として実施するのではなく、あくまで個人と
しての立場で行うとの説明をいただきたと聞いております。個人や団体さん、また議員さんが、
庁舎の敷地外の入口で、職員にチラシやアンケート等を配布されている事例をご覧になったこと
があるかと思えます。庁舎管理について定めた庁舎管理規則では、公務の正常な運営を確保する
ため職務にない関係ない文書、文書図画を配布しまたはしようとする行為というものを禁止して
おりまして、庁舎の職員にアンケート用紙を配布することについては、庁舎管理の立場としては、
許可できないということを説明させていただいたと聞いております。

職務ではないのかということでございますけれども、職務とは一般に職員が担当している仕事や
任務のことと考えております。ハラスメントの調査につきましては、職員や組織に関わることと
認識しておりますが、個人での調査につきましては、直接職務に関わることではないと認識して
おります。議会として行えば実施してもらえるのかというご質問でございますが、一般論として、
議会から調査の依頼があった場合には、議会の中で調査の総意を得た上で、議長名で、調査協力
の依頼が担当課のほうへ行われるものと思えます。担当課のほうではその内容を確認させてい
ただいた上で、協力の可否を判断させていただくことになるかと考えております。

それと保険の勧誘とかのアンケートのチラシのことだと思うんですけども、庁舎管理規則の中
では、行商や職員等への保険の勧誘、宣伝等につきましては、許可を必要な行為として定められ
ておりまして、職務に支障のない範囲の中で必要に応じて許可をさせていただいております。以
上です。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 答えに苦しいような気がしますね。そのチラシと、このアンケートを求めるチ
ラシは何が違うのかっていうのが、全く分からないってところがありますね。これは置いと
いてたとしてみましょう。次に行きますね。

ここでですね、私が職員の方々に取ろうとして、そして許可されなかったアンケートの中身を
披露したいなと思えます。皆様、資料1をご覧ください。これは匿名回答。匿名回答で誰が回答
したか分からないようにし、またあくまで役場の実態を調査するために行おうとしているもので
ございます。読み上げます。設問1、仕事に関わることで、人の言動に傷ついたり、悲しくなっ

たりしたことはありますか。設問2、設問1で「はい」と答えた方で、誰からハラスメントを受けましたか。設問3、設問1で「はい」と答えた方、そのときどうしましたか。設問4、設問3の結果、その結果どうになりましたか。設問5、職場内で同僚などがハラスメントを受けているのを見たり聞いたりしたことはありますか。設問6、職員のハラスメント防止要綱が制定されたのをご存じですか。設問7、ハラスメント防止要綱の制定で、職場でハラスメントがなくなると思えますか。設問8、ハラスメントをなくすためには、どのようにすべきと思いますか。設問9、防止条例を作るとしたら、対象者とすべき範囲を選んでください。以上が私の設問でして、各設問ごとに回答も選択制として、より答えやすくしているところがございます。これのどこが禁止されるものなのかなと私はまだ疑問に思っております。

まさに都合が悪いから許可しないという態度にしか思えません。私はこのアンケートの実施に関して、行政側の人間ではなく、第三者の議員である私が実施することに意義があると考えております。なぜなら、行政側の人間が実施した場合、実際にハラスメントを受けている方からすると回答した情報の取り扱い方に不安を持つ方や、情報操作、そして犯人探しなどに悪用されないか不安に思う方。また、権力者や上司から圧力がかかり、情報操作につながったり、また、そもそも信用のない職場環境だとしたら、回答は限りなく少なくなり、正常なアンケートにならないためであります。しかしながらも、もし私が実施するアンケートを頑なにもこと拒否するのであれば、ぜひこれ行政側でやってもらった方がいいと私はお願いもしております。そのときは廣田理事が対応されましたがそれも実施しないとの回答でした。なぜそこまで実態調査、単なる実態調査なんですけれども頑なに拒否されるのか、お答えいただきたいなと思います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

人事担当でハラスメントの実態調査をしない理由としましては、具体的な相談申し出が今のところないので、現時点では人事担当のほうで実態調査やアンケート調査をする予定はございませんということです。

ハラスメントの把握を行うことに関しては、無記名の実態調査やアンケートは有効だと考えますが、みだりに調査することにより、真偽をはかりかねる事案や職員間のあらぬ憶測も発生する恐れもあり、かえって職場が混乱する恐れもございます。非常にデリケートな問題だと思いますので、実施に関しては慎重な判断が必要であり、現時点では安易にすべきではないと考えております。以上です。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 みだりな調査は職場が混乱するから安易にすべきでないというお答えでした。なぜでしょうね。匿名ですので、そして情報が筒抜けで犯人探しをするような職場だからでしょうか。何を想定されてるか分かりませんが、これはあくまで実態調査ですよ。また、職員から具体的な相談や申し出がないからしないとありました。ではお聞きします。今、岬町役場内でハラスメントは一切起きていないと断言できますか。お答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

ハラスメントがあるのかないのかっていうご質問ですが、確かに実態調査をしてないので、ハラスメント行為が絶対にはないとは言いきれません。だからこそ、相談窓口として人事担当のほうに申し出てもらえれば適切に対応したいと考えております。

ハラスメント防止要綱を策定して、終わりだとは人事のほうも考えておりません。住民サービスの維持向上に携わる職員を守り、気持ちよく働ける職場環境を作ることが重要であると考えております。また、職員にはどのような行為がハラスメントに当たるかを知ってもらうことが重要だと考えており、ハラスメント防止の義務は当然のことですが、ハラスメントについては様々なものがあります。職員には、研修を通じてハラスメント防止への認識を深めやることが重要であり、ハラスメント防止研修を継続的に実施し、知識を深めることでさらなる職場環境の改善に努めたいと考えております。

現時点では、実態調査よりも、いつ、どの職場でもハラスメントは起こりうるという認識に立ち、様々な機会を捉えてハラスメント防止のための啓発を行うとともに、研修などを継続して実施していくことを優先したいと今は考えております。以上です。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 私は先ほど申し上げました、ハラスメントを受けた被害者は、声を上げにくいものだということですよ。また、過去に個人情報簡単に漏えいし、職場内で陰口、そして噂が広まって職場にいられなくなった方や苦しい思いをされた方など、なかったと胸を張って言えるでしょうか。もし今の人事課だけでなく、今の役場環境そのものが、職員からするとそもそも信用されていなかったとしたら、申し出なんて怖くてできませんよね。ハラスメントを受けていてつらい、しかし怖くて言えない。言えば自分に不利益があるかもしれない。そもそも解決してもらえないとは到底思えない。そしたらどうするか。そういう職員がいたらどうするか。何も言わずその職場を辞めていくんですよね。ここ5年間の離職率、そして長期休職者が岬町は大変多いということを私は様々な面で指摘しております。一身上の都合で早期退職する方で、ハラスメント

が本当の理由だとしたら、後に自分で自身に危害や不利益が及ぶかもしれないと考え、何も言わなくなるものです。ハラスメントが、早期退職や長期休職者の原因となっているかもしれないと私は思っているからなんですよね。早期退職や長期休職者を今後増やさないためにも実態調査が必要です。

あと人事担当で解決できなければ、公平委員会の案件になるということも聞いておりますけれども、そういった場合ですね。今の公平委員会の方々っていうのは、弁護士等の資格を持たれたりとかですね、専門知識を有する方々で構成されているのかどうか、有するかどうか、お答えいただきたいなと思います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

人事担当でハラスメント案件が解決できない場合は、公平委員会に審議をお願いする・・になります。公平委員会は、職員の勤務条件に対する措置の要求に対する審査や判定、職員に対する不利益な処分についての不服申し立て、その他職員の苦情相談に対する裁決、決定をする合議制の行政委員会で3名の委員さんが任命されております。各委員は人格が高潔で、地方自治の本旨、及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任すると、地方公務員法で規定されております。現在、公平委員会委員を委嘱している3人は、ハラスメントに特化した有識者かと問われると、弁護士とか臨床心理士ではないのでそう言わざるを得ませんが、長く教職員として教鞭を取った方や、中には人権協議会の会長もされた方もおり、様々な案件に関し、公平公正で適切な審議をしてもらえると考えております。以上です。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、この問題はデリケートな問題だ、デリケートだということでおっしゃってましたけれども、まさに、こういうデリケートな問題。荷が重い問題というのをですね、私が言っているのは、ハラスメントに関する専門知識があるかないかというところをお聞きしておるわけですが、そういう意味でいうと、そうではないというような回答になるのかなと思うんですが、こういう難しい問題を、そういう組織に委ねるほうが無責任じゃないのかなと私は考えます。また、公平委員会の委員を選任するのは町長であります。もし仮に、これが町長がハラスメントの加害者の場合、公平委員と町長との過去の関係性や選任への恩などから、公平公正なジャッジがくだされるのか疑問ですし、それで真っ当に解決できるとは到底思えません。また、相談窓口を人事担当にしているということですが、先ほど来から私が懸念している情報漏

えいによる不利益や信頼できないことによる不安から通常だと、外部のハラスメント有識者組織に委ねるのが真っ当じゃないのかなと考えますが、この点いかがでしょうか。廣田理事は担当者として、そうですね、まずはそれでお答えいただきたいなと思います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

相談窓口を外部有識者組織にするほうが良いのではということなんですけども、ハラスメントの相談窓口に関しましては他の団体の規定も様々ですが、一般的には人事担当部署を窓口とするところが多いと思います。人事担当の相談窓口以外に弁護士や臨床心理士などの有識者を入れた第三者相談窓口を持つところもあるようです。本町の要綱では相談窓口は人事担当で職員からの相談等を受けた場合、相談者への助言、事実関係の調査及び確認を行い、その内容を相談記録表に記録し、町長に報告するものとしております。人事担当による事実確認の調査結果、調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じて加害者の職員に対し懲戒処分を含む措置を講ずることになります。

先ほど申し上げたように人事担当で解決できない場合は、公平委員会案件としてその裁定を委ねる流れになります。また、対応の過程で疑義が出た場合、町と契約している顧問、顧問弁護士に随時確認しながら、対応することもできますので今のところ外部機関への委託は考えておりません。以上です。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 やっぱりそれでは、そもそも信頼されていない職場だとしたら、到底声を上げれないなど私は考えております。そして、一つ前の実態調査の件ですよね。岬町以外で、例えば国はどう考えているのか、そしてほかの自治体はどんなことをされているのかの事例を紹介したいと思います。

ここで国である厚生労働省はどう言ってるのか、資料2をご覧ください。明るい職場応援団というウェブサイトが厚労省が運営しておりまして、パワハラ対策のメニューとして、社内アンケートなどで実態を把握するようにと勧めております。対象者が偏ることがないようにとか、匿名でアンケートというふうに勧めております。これ私と同じことを言ってるわけですよね。では実際に全国の地方自治体で、職場内ハラスメント実態調査をされた市町村があるかネットで検索したところですね、公表しているところだけでもたくさん出てきております。

資料3をご覧ください。これは芦屋市のハラスメント実態把握調査の結果報告書です。このように出ているわけですよね。調査の目的として、ここ注目してほしいんですけども、ハラスメ

ントのない働きやすい職場をつくるために、予防・解決に向けた体制作づくりを進めていく上で、組織体全体でですね、現状と課題を共有し改善につなげること。調査結果から実態を把握し、今後の取り組みに生かすとあります。どうですか。このために必要だし意識の高い首長はもう実施しているんですよね。調査対象者は全職員ですが、ここは特別職は入っておりません。回答率は52.5%と半数以上あります。さて結果ですけれども、ハラスメントを受けたことがある人の割合は全体の18.8%に及びます。資料4をご覧ください。問3、ハラスメントを行った相手との関係は。上司から部下へが圧倒的に多い結果です。問4、ハラスメントを受けたとき、どのように対処したかに対しては、家族や外部の友人に相談した、が一番多く、同じ職場の職員に相談した。そして何もしなかったっていうのが続きます。問5、その結果、その結果どうなったかの設問には、解決につながらず状況は変化しなかったというのが最も多い結果です。問7、ハラスメントを受けたときに、無視したり、何もしなかった人でその理由が一番多かったのは、相談しても解決できると思えなかったっていうのが断トツに多いんですよね。そして人間関係の悪化を恐れた。そして何かすることにより、自分に不利益が及ぶことを恐れたっていうのが続いているわけです。問7は問4の対応とも連動していて、結局職場が信用できないから、職場以外、または信頼できる同僚に相談する傾向があることが分かります。いくら廣田理事が人事課を信用しろ、と言っても、信用できる根拠がない、むしろ職場内で噂が広まる様を、過去に見ていたとしたらですね、信用できるはずがないわけですよね。また解決してもらえるような仕組みも見えない中で仕組みがない、見えない中でですね、なおさら身を委ねることなど怖くてできないわけです。これを見てどう感じてますか。被害者は苦しい弱い立場にいるんです。もっと被害者の気持ちに立って考えていただきたい。

次に資料5をご覧ください。職場内でハラスメントを見たり聞いたりしたことがあるかの設問には、全体の18.6%の人があると回答しています。その内容としてぶっちぎりで多いのが精神的な攻撃、いわゆるパワハラですね。ここで興味深い設問なのが問11見てください。見たり聞いたことのある職場の特徴は、という問いに対してですね、職員間で仕事の負荷に偏りがあるっていうのが最も多くて、次にコミュニケーションが少ない職場だ。そして次に職員数が業務量に比べて少ないというのが続いております。これは私が幾度か問題視している職員のメンタルヘルスの不調、また度を越えた常態的な超過勤務などの劣悪な職場環境問題も、実はハラスメントを引き起こす原因になっているというのがここで分かってきております。また問23、ハラスメントのない職場を実現するために、さらに推進していくべきと考えるものは、という問いでは、トップや部長級の意識改革とリーダーシップというのが最も多く、管理職の意識啓発研修、そし

て互いの人権を尊重し、支え合えるような職場風土の醸成というものが続きます。さらに問24、ハラスメント対策で留意が必要な点は、という問いに対しては、相談者、被害者ですね、に不利益が及ばないこと、そして調査中に知り得た秘密の厳守、調査に協力した職員に不利益が及ばないことなどが続いております。

いかがですか。やっぱりやってみて分かってくる人が多いんですよ。被害者はこのようなことを心配し恐れているから声を上げられないですよ。実態調査をすることで、そのように苦しんでいる職員の存在と課題が見え、それに対してどう対策していくべきなのかが分かってくるものなんです。それでもまだみだりに調査しないと云えますか。また、ハラスメント防止に対しトップや部長級の意識改革とリーダーシップを望む声がアンケート割合の半数以上を占める結果と、芦屋市では出ていますけれども、ここで町長にお聞きします。厚労省もアンケートで実態調査を勧め、先進自治体では当たり前のように毎年これ調査しておりますけれども、それでも町行政は実態を調査しないのですか。お答えください。

○竹原伸晃議長 町長、田代堯君。

○田代町長 松尾議員の質問に対してお答えいたします。

先ほど担当廣田理事の答弁どおりであります。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 非常に残念です。先進自治体のトップはですね、良い職場環境づくり、ハラスメントのない職場を作るためにこういう実態調査をもう既に数年前から行っている、毎年行っている、そんな市を見習っていただきたいものです。

またこの岬町が制定したハラスメント防止要綱ですよ。防止要綱では町長が今お答えいただきましたけれども、特別職が対象となっていないんですよ。これなぜなのでしょうかね。ということなんですよ。廣田理事は冒頭の回答で、昨今ハラスメントに関する事案が連日のように新聞やテレビで報道されてるのを見て問題と感じているというお答えでした。それで要綱制定に動いたわけですよ。昨今報道されている内容のほとんどが、他市町の首長が起こされているハラスメントですけども、一番本当は懸念していかなければならないところではないのかなと私は感じております。おっしゃってることがちょっと矛盾しているように感じるんですが、もし、もしですよ町長、副町長、教育長の特別職がハラスメントの加害者となった場合はどうするのか、お答えいただきたいなと思います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

本町の特別職がハラスメントするとは思えませんが、万が一職員からハラスメントの訴えがあれば、特別職であっても人事担当が相談窓口であり、解決に向けて調査確認をします。テレビ、テレビや新聞報道で見見かけるように訴訟のリスクもあり、そういう場合はそれが事実であれば、特別職ご自身で判断する問題ではないかと思います。

○竹原伸晃議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 思えないっていうのはですね、どうかと思うんですよね。私は何度も言ってます。いつ誰がどんなときに加害者になるかもしれないっていうことは常々言っているわけですよ。それではですね、資料6をご覧くださいみたいなと思います。これ渋川市というところで、ハラスメントに係る職員アンケートの調査集計結果を示しております。回答率は78.6%と高く、全体的にハラスメントに対し意識の高い市であります。職場等でハラスメントを受けたことがあるかの問いに対して28.6%もあるわけです。「問17、そのハラスメントは誰から受けたか」では特別職から受けた人が多く、15.5%の割合になっております。渋川市でもハラスメントを受けた際、どう対処したかについて何もしなかったっていうのが一番多い結果に。また、その理由も何をしても解決しないと思ったというのが一番多く、行為者を刺激するとさらにエスカレートすると思ったとかですね、自分が我慢すれば良いと思ったっていうのが続く結果で、芦屋市でも同じような結果になっております。首長、そして副首長、教育長といった特別職からハラスメントを受けたことがある職員が一定数いるというのがここで分かります。私が懸念、心配することは、例えばある職員が、町長、副町長、教育長の特別職よりハラスメントを受けた場合、相談窓口が人事課なので廣田理事が相談を受けることになりますよね。被害者から見て、そもそも信頼できる組織かどうか疑うことに加えてですよ。人事課が雇用主である町長を初め、最上位とされる副町長や教育長の特別職に対してしっかりと調査したり、物を申せるのかというのが疑問に思うのが普通と思うんですよね。また、実際に人事課で雇用主である町長をはじめ、最上位とされる副町長、教育長の特別職に正常な聞き取り調査ができますか。ほとんどの場合、加害者は認識がないためハラスメントを起こすというのが多いんですよね。行為をほとんど、ほぼ否定するでしょう。その後どう調査を進めるのでしょうか。私が一番懸念するのが、この人事課職員が調査をすること自体を特別職から調査をしないよう圧力をかけられたり、今後の立場が揺らぐ処遇や不利益をちらつかせ、強い精神的圧力をかけられることは容易に想像がつき、公平公正な調査ができるようには思えません。これは全国の事例を見ても非常によく聞くことです。窓口を第三者のハラスメント有識者団体にすることが望ましいと私は今でも考えておりますけれども、窓口を人事、人事課から絶対変えないというのであれば、最低限、廣田理事ご自身を初めとする人

事課を正常な調査から守り、権限を付与するような法整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 人事担当の廣田です。松尾議員の質問にお答えします。

職員のことを思っていて、人事担当のことを思っていてありがとうございます。窓口に関しましては、今現在、人事担当として相談窓口を変えるつもりもありませんし、もしそういう場合があるあるならば、忖度してる場合ではありませんので、適切な対応で聞き取り、確認をしたいと思っております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどの回答にありました本庁の特別職がハラスメントをするとは思えない。別に、今の現職を否定してるわけではないんですよ。首長とか議員というのは、常々選挙で選ばれて代わるわけですよ。だから、今しっかりと法整備をしていこうという話をしているわけです。それでね、今マスコミでも騒がれている多くは、首長が起こしている報道なわけですよ。廣田理事からも、そういった報道から、その制定に至ったわけであって、何度も言ってますけれども、いつ誰でもハラスメントが加害者になる可能性があるわけですよ。選挙によって人が代わるから、だから、法整備をしていこうというところを私は言いたいわけです。

今のご答弁では、岬町のハラスメント防止対策は全く機能しないと私は考えます。総じて岬町行政として、そのハラスメントに対する考え方が、やっぱりまた前時代的、そして時代遅れと私からすると、そう思います。

それでは、資料7の右側の記事をご覧ください。

これは大和市という市で起きた市長のパワハラ認定に関する記事なんです。ここでも首長が職員にハラスメントを起こした事例であります。内部でも調査を行った結果、前市長によるパワハラを認定したわけです。これをきっかけに、新市長を筆頭に、行政、議会も一緒になって市役所で働く全ての人を対象とした条例策定に動かれました。

資料、左下の記事をご覧ください。

これを受けて、大和市ハラスメント防止条例案を作成されたわけです。そして、その制定に向け、まず住民に対して、市民に対して意見公募を行っているんですよ。丁寧に。これは住民への丁寧な周知、また、それをすることでハラスメント防止意識を高めるとともに、非常に効果のあるものと私は考えております。

そしてその結果、資料8をご覧ください。大和市ハラスメント防止条例を制定されたわけであ

ります。条文は、私が先ほど来言ってきたことなどが盛り込まれており、よく考えておられます。ここで特出すべきところを赤線で示しました。

この条例は、特別職である市長、副市長、教育長、また我々議会議員、そして全ての市職員が対象とされている条例であります。その対応措置としては、ハラスメントの事実が確認された場合は、1、市長等及び議員は公表されることになっております。現在、岬町議会ではハラスメント防止条例を、昨年12月議会で制定されましたが、議会議員の中でも、この条文への認識違いや認識のずれが現在発生しております。さらに、まだまだこの条例には懸案事項がございます。それはハラスメント事案の調査会についてであります。

中原議員が、昨年12月議会最終日の審議後の討論の中でおっしゃっているように、ハラスメントが認められたということになった場合に、第三者によるハラスメント調査会を設置することができると思います。またその設置について、必要な事項については別に定めるという表現でとどまっておりますので、もしそういう事態が起こった場合にどうするかという具体化を急いで議会内で協議しなければいけないというふうにおっしゃっているわけです。私もそう思います。私が今日披露したように、ハラスメントは、非常にデリケートなものであるからこそ、対象者間でハラスメントに対する意識を高めたり、条文の認識違いがないように統一することなく、中途半端によその議会で作られているものを真似て急いで条例を制定するものではないということが私の意見です。

今現在、意識も認識も条文も、私は不十分と考えておりますから、12月議会のハラスメント条例に私は反対をしております。

また、資料9をご覧ください。これは、大和市のハラスメント防止条例の逐条解説といいまして、各条文に対する詳細な認識について解説がなされているわけなんです。意識統一された条文を、対象者には条文認識の再確認用として、これを教科書に、また住民にも意識を高めていただくため、これを公表している。ここまで丁寧にされている理由としては、やはり市全体でハラスメントをなくしていこうという強い思いと決意があるから。私はそう考えております。町を上げてハラスメントのない町を目指すために、今まで私が指摘、提案してきたことも併せて、行政も議会も一緒になって議論を重ね、そして岬町も議会も併せたよい条例づくりを進めていけたらいいなと思うんですけれども、そういったお考えはないかどうかお答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

岬町では、昨年12月議会におきまして、全ての議員及び職員が個人としての尊厳が尊重され、

良好な職務環境を確保することで、町民から信頼される議会運営の実現に資することを目的に、岬町議会ハラスメント防止条例が議員提案により制定されました。また、行政におきましても職場のハラスメントを防止する健全な職場環境を確保する目的に、昨年12月にハラスメント防止を制定しました。

ご質問としましては、町として統一された条例を作成すべきではないかというご質問だと思っております。手手法としては、いくつかの検討が必要と思われます。町として統一した条例を制定する場合、議員提案により制定された、岬町議会ハラスメント防止条例の改正を行うのか、廃止して新たに条例を制定するのかなど、まず議会内での議論も必要なのかなと思われます。それで、行政側のほうも、組合協議も含めていろいろと内容に関しては協議をする必要があると思われます。現時点としましては、岬町職員のハラスメント防止に関する要綱に基づき、適正に対応していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ぜひ検討していただきたい、議論していただきたいなと思ひます。それが始まりになると思ひます。私も議会でこういったことがあるということを皆さんにお示しして、そういった動きを取っていききたいなと思ひます。私は、この岬町全域で本当にハラスメントのない町を目指していききたいんですよ。

最後に、資料10をご覧ください。

まずは、左上の資料をご覧ください。これは彦根市が、カスハラ、いわゆるカスタマーハラスメントというものに関して、職員にアンケートを実施したものです。カスタマーハラスメントとは、サービスを役所で受けるお客様、いわゆる住民や各種団体、事業者などから、行政職員がハラスメントを受けることで、そんな事案があるかどうかの実態調査を行っているんです。また資料には、渋川市もアンケートを行っており、その結果を示しております。問27. 「職場等で市民等からハラスメントを受けたことがあるか」という問いに関しては、43.2%の職員が「ある」と回答しております。問28. 「カスハラを受けたのはいつか」の回答には、まだまだ直近でも多くあるというのが、これで見取れます。そして問30. 「カスハラを受けて何もしなかった」という回答が多かったんですけれども、「なぜ何もしなかったのか」の理由が、ここで示されております。ここでやっぱり多かったのは、「何をしても解決しないと思った」が断トツです。次いで、「自分が我慢すればよいと思った」が次いであります。私自身も選挙のたびにあらぬ噂を立てられて、そして流布されている経緯があるんです。決して許せないと思ひしております。だからこそ、これからこういったことをなくすためにも、私は全庁を上げてハ

ラスメントのない町を、私は目指し、実現できるように施策を今後も提案していきます。私は一貫して、このハラスメント問題、誰もがいつでも加害者にも被害者にもなり得ると常々言ってきたておりますが、まさにカスハラもそうです。庁舎内で接するのは、職員、特別職議員だけではないはず。このように、住民の皆さんや各種団体、事業者とも頻りに接しているわけですよ。そうすると、本当に町でハラスメントになくするためには、やはり住民の皆さんの意識も高める機運づくりというのを、岬町、行政、そして我々議会が率先していかなければなりません。この資料の問37、「市民等からハラスメント問題の解決のために望むことは何か」という問いに関しては、「対応策などの情報共有とかハラスメントに対処する体制づくり、そして相談できる窓口の設置」というのが続いております。やはりここでも望まれることとしては、行政トップである区長が、職員をしっかりと守る仕組みづくりを考え、構築していく取組、リーダーシップなしではできません。一方で住民の方々より、特別職を含む一部の行政職員の対応について、こういうこと、こんなこと言われて傷ついたなどのハラスメントを受けたと報告を受けたことも私は現にごさいます。議会や議員に言っても無駄やからと思われぬように、我々議会では、おしゃべりカフェという議員と誰もが気軽に話せる場を設けて、住民の声に耳を傾け、その声を行政に届けたり解決できるように、我々も動いております。これは全ての住民に信頼される町行政や議会を目指すためであります。今度は、住民を守るための仕組みづくりを考え、構築していく取組、リーダーシップが必要です。住民の皆さんも、職員の皆さんも、また手本を示さないといけない我々議会議員、また特別職の皆さんも気持ちよい関係づくりを目指し、ハラスメントが起きないまちづくりを目指したいと私は思っております。それが今の町政でできるかどうか、今後問われると思います。一つ一つ課題に向き合い、取り組まれていき、結果を出されていくことを願ひまして、この一般質問を終わります。かなり時間費やしましたが、行けるところまで行きたいと思ひます。

次に、お試し居住サービスの拡充で、町の魅力を伝える機会にという題して、私は平成29年12月の一般質問で、転入促進策として岬町で短期間生活を体験できるお試し移住という制度を提案したところ、お試し居住事業を岬町で制度化されて実施されております。現在までの制度の利用状況はいかがでしようか、お答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまでの実績につきましては、平成30年4月より事業を開始し、今年で6年目を迎えております。実績につきましては、平成30年1件、令和元年1件、令和2年1件、令和5年1件の

合計4件となっております。また移住に結びついたのが2件となっております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 なかなか伸び悩んでいるのかなというふうに見受けられます。

今現在、どの自治体も自身の市や町の活性化のために、移住者を増やす取組がなされております。資料12をご覧ください。

これは、隣の市である和歌山市が実践しているトライアル和歌山市というイメージ図です。同市では移住を検討中の方や、どんな町か知りたい方にお試し暮らしをしていただけるようにと、この制度を運用しております。ここでも、お試し居住として4施設が用意されており、風光明媚な雑賀崎や加太地区で試しに居住できるようになっているんですね。ここで特出すべきは、お試し居住事業だけでなく、中に書いてありますように、トライアルスクールと呼ばれる移住を考えている家族の子どもたちも、和歌山市の小・中学校へお試しで通学できるシステムを導入しているということなんですよね。これは和歌山市以外の公立小・中学校に通学する小学1年生から中学2年生までの生徒であればですよ。1週間以上、お試し居住と併せてお試し居住地に近い小・中学校に子どもを通学させることができる制度で、申込み希望者は和歌山市のお試し居住申込み窓口である移住定住戦略課に申し込めば、和歌山市教育委員会と、現在通っている学校との連絡調整などをやらしてもらえ、また成績評価調整等もされて、不自由なくお試し通学ができる仕組みを構築されてるんですね。これすごいと思うんですよ。またその他にも、農業インターンシップ、これは農業に関する専門的な技術及び知識を学び、就農への理解を深めるために、本格的な農業対応に従事することで、その機会もお試し居住と併せて提供したり、農業以外の仕事を体験できるようにと市内の企業などと連携して、その企業で働くことを体験できる仕組み、またワーケーション、いわゆる普通の職場と異なるリゾート地や観光地で働きながら、休暇を取ること、また場所にとらわれずに仕事をするスタイルのことがワーケーションといいますけれども、そんな体験もできる。環境を和歌山市は整えているわけです。このように一つの側面、例えば何々の施策とか、これだけとかではなくて、例えばお試し居住だけで移住の検討が進むものでもないのが今は実情ですので、和歌山市みたいに職業、住むところ住ですね、そして学び学、そして地域、地域の環境も含めてトータルで地域をお試しできるようにして、少しでも移住後のイメージを掴んでもらうため、また魅力を伝える努力を惜しみなく和歌山市はされているんです。

また、資料13をご覧ください。これは、昨年11月に、岬町議会議員全員で研修に行った津山市の取組で、移住・定住支援策を示しております。津山市は人が移住するまで、四つのステップがあると考え、それぞれのステップについて深く調査し、ステップごとに検討者が喜ぶような

手厚い制度を展開して移住した定住者を増やす取組を推進しております。

資料14をご覧ください。様々な具体的な移住支援というのを示しております。ちょっとここでは省いていきたいなと思います。岬町では、やっぱり何かしないと、これぐらいしないと衰退が進むだけです。岬町の資源を使った独自の施策というのを、実は平成30年6月の一般質問で提案をしているんですよね。それは、岬町空き家バンクの登録物件を、お試し居住の物件として利用して、そのままお試し居住して、いいなと思ったら、購入や賃貸ができる制度をつくれば、空き家の有効活用と解消につながるし、移住者の増加も同時に見込めるから、そういう制度をつくらないかというのをこのときにしております。そのときの回答としては、お試し居住の利用状況を踏まえ、制度を検討するということを、当時は確か寺田さんがお答えいただいたかなというふうに思うんですけれども。あれから6年近くたっておりますが、また制度化はされておられません。具体的な私の制度の概要を図にしますと、資料15、最後の資料になろうかなと思います。先ほど、私が言った制度かなり面白いかなと思うんですけれども、こういった制度をもう一度、検討することは考えないでしょうか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 今後の行政の取組についてお話をさせていただきます。

お試し居住制度とは、地方への移住を真剣に検討している方に向けて実際に住んでもらうことで、住み心地や土地の魅力を体感してもらい、移住を検討してもらおうという制度で、移住定住の促進に向けた重要な政策として取り組んでいますが、利用件数が少ないこともあり、効果、検証が必要であると考えております。

本町は、府営住宅の一室を借上げ、お試し居住場所としておりますが、利用者からは、「今後の生活がイメージできるかということが大事だと思う」などのご意見もいただいております。例えば、中心部から離れた地域の空き家になった家をお試し居住施設として使うことによって、その人がそこから最寄りの駅、スーパー、病院、役場まで何分かかるんだというようなイメージもできます。また、その地域の人たちとの関わりも重要であると考えております。

お試し居住の整備には、予算はもちろんのこと、受入れの地域の皆さんの考え方であったり、開設後の管理運営などを検討しなければならないことがたくさんあります。現在の府営住宅を利用することは、移住希望者の望む生活の体験にはなりますが、その人その人が、例えば海に住みたい、山のほうに住みたい、田舎がいいけれど、できれば便利のいいところに住みたいと、いろいろな考え方があると思いますので、そのニーズというのは様々であると思っております。新たな居住場所の選定を含め、先ほど申し上げたような課題等を解決することが、非常に重要である

と考えております。利用者増加につながるよう積極的に制度を活用している先進事例を研究していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾匡君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 再開は14時45分。

10分少々休憩させていただきます。よろしくお願いいたします。

(午後14時33分 休憩)

(午後14時45分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第2、議案第3号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第10次)についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第3号、「令和5年度岬町一般会計補正予算(第10次)について」をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、退職手当や人事院勧告に基づく人件費の増加に伴う泉州南消防組合負担金、国民健康保険特別会計の財政安定化のための繰出金、国の補助を受けて実施する橋りょう整備及び学校防犯対策事業などを計上するとともに、これらの事業の繰越明許費の設定、地方債の追加及び変更などを中心に編成をいたしております。

それでは予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,097万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億3,743万円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては、9ページから14ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして2,121万5,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、学校施設への不審者の侵入対策として、国の補正予算の採択を受け、各小学校の防犯カメラの設置等に係る学校施設環境改善交付金309万4,000円を、中

学校西門のオートロックシステム改修及びフェンス改修に係る学校施設環境改善交付金213万4,000円をそれぞれ計上するほか、国の補正予算の採択を受けて、橋りょう点検の結果を受け、改修の必要性が高いと判断された新浜川1号橋改修に係る社会資本整備総合交付金（道路整備等）914万3,000円を計上いたしております。府支出金といたしまして、404万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、交付額の確定に基づき、国民健康保険基盤安定負担金317万2,000円を、サービス利用者の増加に伴い、障害児入所給付費等府費負担金87万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、個人の方から、淡輪小学校への指定寄附として小学校費寄附金20万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、1億531万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、1億311万円を計上するほか、各小学校の防犯カメラの設置等に必要な財源の一部として、深日財産区特別会計繰入金144万7,000円を、多奈川財産区特別会計繰入金75万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

町債といたしまして、1,020万円を計上いたしております。内容といたしましては、新浜川1号橋改修に伴う橋りょう整備事業債740万円を、学校施設の防犯対策に伴う中学校整備事業債200万円を、小学校整備事業債80万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、15ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、880万6,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、職員の自己都合退職の申出、育休代替任期付職員の任期満了に伴う一般職退職手当3名分として522万4,000円を、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載事項に追加するために必要な住民情報システム改修委託料65万6,000円を、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載事項に追加するために必要な戸籍電算化システム改修委託料292万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、8,765万9,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、高齢者の割合が多いことや、被保険者の応能割保険料の負担能力が不足しているなど、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対して、一般会計から財政支援を行う国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）7,791万5,000円

を、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金（基盤安定）625万6,000円を、サービス利用者の増加に伴う障害児通所支援給付費348万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして、83万5,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、いずれでも、令和4年度に係る国庫支出金の精算に伴い、妊娠・出産包括支援事業国庫補助金返還金20万3,000円を、出産・子育て応援交付金国庫返還金47万9,000円を、産婦健康診査事業国庫補助金返還金15万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして、道の駅みさきの空調設備の部品交換に伴う修繕料138万6,000円を計上いたしております。

土木費といたしまして、1,662万5,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、町道西畑線について、既に交付決定を受けている社会資本整備総合交付金の有効活用を図るため、令和6年度に予定しておりました池谷工区から佐瀬川工区に係る設計業務を前倒しするもので、町道西畑線道路改良工事設計業務委託料2,097万9,000円を増額計上する一方、町道西畑線道路改良工事2,097万9,000円を減額計上するほか、橋りょう点検の結果を受けて、改修の必要性が高いと判断された橋りょう改修工事（新浜川1号橋）1,662万5,000円を計上いたしております。

消防費につきましては1,510万8,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、消防団員1名の退職に伴う報償金20万円を、泉州南消防組合職員7名の自己都合退職及び人事院勧告に基づく影響により、当該消防組合への負担金の増額に伴う泉州南消防組合負担金1,490万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費といたしましては、1,055万6,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、学校施設への不審者の侵入対策として、各小学校の防犯カメラの設置等に必要な小学校防犯対策工事設計業務委託料、防犯対策工事及び指定寄附を財源とした教材の購入費の合計で633万円を、中学校西門のオートロックシステム改修及びフェンス改修に必要な中学校防犯対策工事設計業務委託料と、防犯対策工事の合計で422万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に4ページをご参照願います。

「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、戸籍電算化事業費他10事業を計上いたしております。なお、繰越限度額につきましてはご覧のとおりとなっております。

続いて5ページをご参照願います。

「第3表 地方債補正」をご覧ください。

橋りょう整備事業及び小学校整備事業に係る起債限度額を追加するとともに、中学校整備事業に係る起債限度額の変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が、補正予算の概要でございます。

本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第3号、令和5年度岬町一般会計補正予算第(10次)については、会議規則第39条1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託工夫することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第4号、令和5年度、岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第4号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予

算（第3次）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する保険基盤安定事業費の確定に伴う国民健康保険料及び繰入金と、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対して地方財政措置が講じられている、財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入に伴う調整について編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照ください。

本補正予算は、財源更正によるもので、歳入歳出予算ともに総額の増減はなく、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入予算の概要についてご説明をいたします。

議案書の2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページから8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

国民健康保険料につきましては、8,417万1,000円を減額計上しております。

内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する保険基盤安定事業費の確定と、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対して地方財政措置が講じられている、財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入に伴う財源調整といたしまして、医療給付費分現年分7,950万1,000円、後期高齢者支援金分現年分299万8,000円、介護納付金分現年分167万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、繰入金他会計繰入金として8,457万1,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の確定による変更として、軽減分321万8,000円、支援分296万9,000円、未就学児の均等割軽減分相当額と296万9,000円、財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入として7,791万5,000円をそれぞれ増額計上するものです。

続きまして、歳出予算の結果概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては、9ページから10ページを併せてご覧ください。

国民健康保険事業費納付金につきまして、保険基盤安定事業費の確定及び財政安定化支援事業に係る繰入により、一般被保険者医療給付分7,950万1,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分299万8,000円、介護納付金分167万2,000円をそれぞれ一般財源から、特定財源に財源更正を行うものです。

以上が、補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第4号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)については、会議規則第39条1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第5号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第4、議案第5号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3次)につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、令和5年度の後期高齢者医療保険料の金額の変更について、編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,098万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,862万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明をいたします。

議案書の2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページから8ページに記載しておりますので併せてご覧ください。

後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料437万6,000円、普通徴収保険料1,6

60万6,000円、合計2,098万2,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、後期高齢者医療保険料の年間収納見込額の増加によるものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては、9ページから10ページを併せてご覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金につきまして2,098万2,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、後期高齢者医療保険料の年間収納見込額の増加に伴い、保険料納付金についても増額をするものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第5号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3次)については、会議規則第39条1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第5、議案第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算(第

4次) についてご説明いたします。

本補正補正予算につきましては、本年度直近の利用実績に基づく介護給付費の所要見込額の算定に伴い、必要となる保険給付費及びその財源について予算編成をいたしております。

それでは議案書の1ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出ともに総額の増減はなく、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは2ページの、第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

国庫支出金国庫負担金につきましては24万4,000円を減額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の調整に伴う介護給付費負担金を減額計上いたしております。

次に、府支出金府負担金につきましては24万4,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の調整に伴う介護給付費負担金を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費60万3,000円減額計上いたしており、続いて、介護予防サービス等諸費60万3,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、直近の利用実績に基づく介護給付費の所要見込額の算定に伴い、それぞれ計上いたしております。

内容といたしましては、保険給付費介護サービス等諸費につきまして、居宅介護サービス給付費548万7,000円の減額、施設介護サービス給付費488万4,000円を増額でございます。

次に、介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費26万2,000円を増額、介護予防サービス計画給付費34万1,000円を増額でございます。

以上が、補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これより大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第6号、令和5年度、岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)については、会議規則第39条1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第7号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案7号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)についてご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,490万8,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの、第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照ください。

本補正予算の編成に必要な財源として、繰入金、基金繰入金、深日財産区基金繰入金144万7,000円を計上しております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照ください。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金144万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、一般会計で実施します深日小学校の防犯対策事業の財源として繰り出

すものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第7号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第7、議案第8号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第8号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)についてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,633万7,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照ください。

本補正予算の編成に必要な財源として、繰入金、基金繰入金、多奈川財産区基金繰入金75万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照ください。

諸支出金、繰出金として一般会計繰出金75万9,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、一般会計で実施します多奈川小学校の防犯対策事業の財源として繰り出すものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第8号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)については、会議規則第39条1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第8、議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算についてから日程第15、議案第16号、令和6年度岬町下水道事業会計予算についてまでの8件を一括議題とします。

それでは、令和6年度当初予算に関する説明及び日程第8、議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算についてから日程第15、議案第16号、令和6年度岬町下水道事業会計予算についてまでの8件について説明を求めます。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 令和6年度当初予算に関する説明及び日程第8、議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算についてから日程15、議案第16号、令和6年度岬町下水道事業会計予算についてまでの8件の提案説明をさせていただきます。

初日の町長からの令和6年度町政運営方針を受けまして、私のほうからは、令和6年度の本町の当初予算につきまして会計ごとに説明させていただきます。

今般の説明につきましては、昨年度に引き続き、時間短縮に努めてまいりたいと考えておりますので、要点を絞って説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

予算書とともに配布させていただいております令和6年度岬町当初予算案説明資料に沿って、概要を説明させていただきます。

資料の1ページの1、各会計の予算総額をご覧ください。

初めに、一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして80億6,300万円を計上いたしており、対前年度比5.6%の増となっております。

次に、1ページ右側の2、一般会計の概要をご覧ください。

歳入歳出予算について対前年度増減額が大きいものを中心に概要を説明させていただきます。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

町税といたしまして、コロナ禍から穏やかな景気の持ち直しの動きがあるものの、個人住民税に係る定額減税の影響などにより対前年度7,336万8,000円減額の17億5,263万円2,000円を計上いたしております。なお、定額減税による減収額につきましては、全額国費で補填されることとなっております。

国庫支出金といたしまして、多奈川地区多目的公園災害復旧費負担金の増加などにより、対前年度1億2,070万5,000円増額の9億7,582万5,000円を計上いたしております。

寄附金といたしまして、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより対前年度2億40万円増額の3億170万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、対前年度1億2,724万2,000円増額の5億3,609万円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金9,000万円を、岬ゆめ・みらい寄附金繰入金2億8,358万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費といたしまして、一般職の退職手当やふるさと納税の返礼品に係る経費の増加などによ

り、対前年度8,305万円増額の11億5,282万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、令和7年4月に開催される町政70周年記念式典に向け、令和6年度で町政要覧の作成及び機運の醸成に取り組みます。

民生費といたしまして、国民健康保険特別会計繰出金の増加などにより、対前年度5,686万円増額の27億8,241万2,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、保育所等におけるカウンセリング機能の充実を図るため、児童カウンセラーを配置し、専門的な立場から課題解決に取り組みます。拡充施策といたしまして、児童手当の支給について所得制限を撤廃するとともに支給対象を新たに高校生世代までに広げます。

土木費といたしまして、下水道事業会計繰出金の減少などにより、対前年度1億9,197万円減額の8億8,577万9,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、町道畑山線を通学する小学生や歩行者の安全確保を図るため、ガードレール等を設置します。また、多奈川地区多目的公園芝生広場において、損傷が激しい部分の芝の貼り替えを行い、施設利用者が安全で安心して利用できる環境づくりを進めます。

諸支出金といたしまして、岬ゆめ・みらい基金積立金の増加などにより、対前年度2億251万6,000円増額の3億4,878万3,000円を計上いたしております。ふるさと納税でいただいた岬ゆめ・みらい基金を本基金に積立てをするものでございます。

災害復旧費といたしまして、多奈川地区多目的公園災害復旧事業費の増加などにより、対前年度3億219万8,000円増額の3億487万円を計上いたしております。平成29年度に発生した多奈川地区多目的公園の地滑りについて、令和5年度に国の災害査定を受け、災害復旧工事に着手しており、令和7年度の復旧を目指すものでございます。

以上が、一般会計予算でございます。

続いて、特別会計につきまして説明させていただきます。

資料の1ページ左側の1、各会計の予算総額及び15ページ以降の9特別会計予算の概要をご覧ください。

国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ23億5,619万円を計上いたしており、対前年度比7.6%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険料につきましては、一般被保険者国民健康保険料の減少などにより対前年度4,659万6,000円減額の3億9,706万6,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、普通交付金の減少などにより対前年度1億8,178万1,000円減額の17億3,180万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の減少などにより、対前年度1億223万3,000円減額の16億9,953万6,000円を計上いたしております。

国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付分の減少などにより対前年度1億7,137万円減額の4億5,942万1,000円を計上いたしております。

以上が、国民健康保険特別会計予算でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ3億8,759万円を計上いたしており、対前年度比7.8%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、普通徴収保険料の増加などにより対前年度3,204万6,000円増額の2億9,650万1,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、高齢者保健事業受託料の減少などにより対前年度1,004万8,000円減額の2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療広域連合給付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度3,728万円増額の3億7,808万円を計上いたしております。

保険事業費につきましては、事業に従事する職員の人件費の減少などにより対前年度898万7,000円減額の377万3,000円を計上いたしております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算でございます。

続きまして、介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として歳入歳出それぞれ20億9,876万1,000円を計上いたしており、対前年度比2.1%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の増加などにより、対前年度1,049万3,000円増額の5億3,094万1,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金の増加などにより、対前年度1,169万2,000円増額の4億676万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、介護保険料システム改修業務委託料の増加などにより、対前年度25万3千2,000円増額の5,965万5,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、施設介護サービス給付費の増加などにより、対前年度3,754万2,000円増額の18億8,228万6,000円を計上いたしております。

以上が、介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、淡輪財産区特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ311万2,000円を計上いたしており、対前年度比3.1%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

財産収入につきましては、土地貸付収入の減少などにより、対前年度5万9,000円減額の158万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、財産区管理会費の減少などにより、対前年度9万8,000円減額の223万2,000円を計上いたしております。

以上が、淡輪財産区特別会計予算でございます。

続きまして、深日財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ5,200万7,000円を計上いたしており、対前年度比24.9%の増となっております。

まず、歳入予算の概要と概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度1,031万7,000円増額の3,084万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度933万2,000円増額の4,497万円を計上いたしております。

以上が、深日財産区特別会計予算でございます。

続きまして、多奈川財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ3,386万3,000円を計上いたしており、対前年度比13.3%の減となっております。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度515万6,000円減額の3,363万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度604万4,000円減額の2,544万3,000円を計上いたしております。

以上が、多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後になりましたが、企業会計予算の下水道事業会計予算につきまして、ご説明いたします。

令和5年度までの下水道事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計につきましては、地方自治法に基づき、一般会計などと同様に現金による収入または支出を基準として、会計処理を行ってまいりました。

総務省から、人口3万人未満の市町村については、令和5年度末までに現在の現金主義の会計処理から現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づく会計処理を行う公営企業会計に移行する旨の通知が発出されたことに伴い、新たに令和6年度から地方公営企業法を適用し、公共下水道事業及び漁業集落排水事業を合わせた下水道事業会計として予算を編成したものでございます。

業務の予定量は、汚水整備済人口1万1,816人、年間有収水量94万4,613立米、主な建設改良事業7,761万円となっております。

収益的収支につきましては、収益的収入は、下水道事業収益4億974万8,000円を、収益的支出は、下水道事業費4億9,384万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

資本的収支につきましては、資本的収入2億8,027万7,000円を、資本的支出3億6,701万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,673万9,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分の損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、令和6年度一般会計予算など8会計予算の概要につきまして説明させていただきました。本件につきましては、当日開催が予定されております総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これより大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第9号、令和6年度岬町一般会計予算についてから、議案第16号、令和6年度岬町下水道事業会計予算についてまでの8件を会議規則第39条1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第16号については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第16、議案第17号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第16、議案第17号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議についてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律が廃止されたことに伴い、泉佐野市に委託する事務の一部を廃止するため、規約を変更する必要性が生じたことから、泉佐野市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書裏面の岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約及び新旧対照表を併せてご覧ください。

本町では、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約に基づき、エコファーマーの認定に係る事務の管理及び執行を泉佐野市に委託しておりますが、令和4年6月30日付で、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律が廃止されたことに伴いまして、規約第1条の14エコファーマーの認定に係る規定を削る必要がありますことから、規約の事務変更について泉佐野市と協議を行うものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第17号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第17、議案第18号、岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第17、議案第18号、岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第243条の2、令和6年4月1日改正後の第243条の2の7、第1項の規定に基づき、町に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。なお、令和6年4月1日に地方自治法の改正規定の公布により、本条例の根拠規定が変更となります。

本条例は、4月1日の公布としていることから、改定後の規定に基づいて条例案を作成しております。

条例案の概要を議案とともに配布しております参考資料でご説明をいたします。

1、制定の趣旨ですが、地方自治法等の一部を改正する法律平成29年改正により、条例において当該地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の職員の当該地方公共団体に対する損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、

損害賠償額から責任職責その他の事情を考慮して、政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができるとされました。

この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる町長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合でも町や職員等に個人責任として多額な責任を追及されることがあり、これによって大きな心理的な負担を抱いて職務の執行を委縮させる可能性があることから、会社法などの立法例も参考に地方や職員等が負担する損害賠償額を限定する規定が設けられたものです。

本町においても、法の趣旨を踏まえ、町長や職員等の本町への損害を賠償する責任を限定して、それ以上の額を免責する旨を定める条例を制定するものです。

2、条例で定める控除額ですが、町長や職員等の職責その他の事情を考慮して、地方自治法施行令で定められた基準を参酌して、条例で控除額、損害賠償責任の限度額を定めることとされています。条例で定める控除額は、基準給与年額の1年分に乗数をかけて算出し、乗数については、職責に応じて、施行令で1から6倍で設定されています。

資料の2ページに、施行令の参酌基準を掲載しております。

参酌基準は、会社法における役員等の最低責任限度額の立法例を参考に設けられており、乗数4の職員等は、地方自治法等において住民の直接請求により解職請求の対象となる主要公務員が位置づけられています。

3、条例案の概要ですが、地方自治法第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、基準給与額に町長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免責するもので、政令どおりの乗数としております。

また、施行日は令和6年4月1日とし、施行日以後の町長等の行為に基づく損害賠償責任について適用することといたしております。

4、条例制定手続きですが、条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞くことが地方自治法で定められており、現在議会から監査委員に意見照会が行われていると聞き及んでいます。

本条例案につきましては、1月5日から1月25日までパブリックコメントを実施いたしましたが、条例案についての意見は寄せられておりません。

以上が、条例の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第18号、岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第18、議案第19号、岬町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第18、議案第19号、岬町下水道事業の設置などに関する条例の制定につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、これまでの公共下水道事業と漁業集落排水事業を、下水道事業として経営統合するに当たり、地方公営企業法に規定する財務規定などを適用するとともに、同法において条例で定めることとされている事項を本条例で定めるものでございます。

議案とともにお配りさせていただいています岬町下水道事業の設置などに関する条例案の概要についての資料をご覧ください。

1、条例の制定背景につきましては、総務省より平成27年1月に、平成31年度までに下水道事業を地方公営企業法を適用する旨の通知があり、平成31年1月に人口3万人未満の市町村についても、令和6年度までに地方公営企業法を適用する旨の通知がありましたので、住民に対し必要なサービスを将来にわたり安定的に提供すべく、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、地方公営企業法を適用するために本条例を制定するものでございます。

2、条例の主な内容につきましては、第1条は、下水道事業の設置目的を規定し、第2条は、下水道事業に地方公営企業法の財務規定のなどを適用することを定めています。

第3条は、下水道事業の経営の基本を定めています。

第4条は、下水道事業の用に供する資産の取得及び処分を定めています。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除を定めています。

第6条は、下水道事業の収納、その他の会計事務を会計管理者に行わせるものを定めています。

なお、現在の会計管理者は総務部長兼会計管理者になります。

第7条は、負担付きの寄附または贈与の受領で、その金額またはその目的の価格を定めています。

第8条は、下水道事業の業務状況、説明資料の作成期日を定めています。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行すること。地方公営企業法を適用するに当たり、下水道区域外流入基金がなく、今後も基金の積み立てる予定がないため、岬町下水道区域外流入基金条例の廃止をします。なお、下水道事業で利益が発生した場合は、新たに制定する岬町下水道事業の利益の処分などに関する条例に基づき、積立てをする予定でございます。

次に、岬町監査委員条例につきましては、下水道事業が法適用されるため、法適用された事業についても、この条例適用が受けられるように、地方公営企業法の規定を加える改正をします。また、地方自治法の引用条文が、令和6年4月1日施行で条例となるため、その分も改正をいたします。

岬町特別会計条例は、地方公営企業法第17条で、地方公営企業の会計は特別会計を設けて行うことという規定があるため、条例で特別会計を設ける必要がなくなります。法律と条例の二重規定とならないように、条例から下水道特別会計を削る改正をするものです。

岬町下水道条例につきましては、下水道事業の設置に関する事項は、新規制定する岬町下水道事業の設置などに関する条例に規定するため、既存の岬町下水道条例から、設置に関する規定を削る改正をするものです。

以上、岬町下水道事業の設置などに関する条例の概要でございます。本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第19号、岬町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第19、議案第20号、岬町下水道事業の利益の処分等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第19、議案第20号、岬町下水道事業の利益の処分等に関する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方公営企業法昭和27年法律第292号、第32条第2項の規定に基づき、岬町下水道事業における利益の処分などについて必要な事項を条例で制定するものです。

議案とともにお配りしております岬町下水道事業の利益の処分等に関する条例の制定についての参考資料をご覧ください。

1、条例の制定背景につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分を条例で制定します。

2、条例の主な内容につきましては、第1条は、岬町下水道事業における利益の処分などに関し必要な事項を定め、第2条は、下水道事業において、利益が生じた場合の利益の処分の方法及び積立金の取崩しを定めるものがございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上が、岬町下水道事業の利益の処分などに関する条例についてでございます。本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第20号、岬町下水道事業の利益の処分等に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第20、議題21号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第20、議案第21号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準に適切に対応できるよう規定の整備を行うため、本条例の全部を改正するものでございます。

条例案の概要につきまして、ご説明させていただきます。

議案書及び本議案書と併せて送付しております資料の本条例案の概要をご覧ください。

まず改正理由といたしましては、従来は岬町の条例で、国の基準を参酌し、国の基準と同様の内容を条例内において定めておりましたが、今後の放課後児童健全育成事業の見直しに伴う国の運営基準が改正された場合に速やかに対応できるよう改正を行うものでございます。

内容につきましては、第1条では、この条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、本町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとし、第2条では、本条例で定める基準は省令で定めるところによるもので、この場合において放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の資格要件が緩和措置されたため、その旨を条例で規定するものでございます。なお、緩和措置の内容につきまして、国基準では1クラス当たり放課後児童支援員資格を有する者1人及び補助員1人となっておりますが、今回の緩和措置により、資格を有しなくても2年以内に資格が取れる計画が立てられれば、放課後児童支援員とみなすことができるものとするというものです。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上が、条例案の概要でございます。本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第21号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第21、議案第22号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程21、議案第22号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることに伴い、本条例に所要の改正を行うです。

条例案の概要を議案とともに配布しております参考資料でご説明いたします。

1、改正の趣旨ですが、国民の利便性の向上と行政運営の効率化及び個人番号等の利用促進を図ることを目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律等の一部を改正する法律が公布され、公布の日、令和5年6月9日から起算して1年3か月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されます。

法第9条第2項の規定により、個人番号は社会保障、地方税または防災に関する事務等であつて条例で定めるものの処理に関して利用することができることとされています。

本町では、法別表第2に掲げる事務を処理するために、必要な範囲で個人番号を含む個人情報を利用することを定めておりますが、法の改正により、別表第2が廃止され、法令でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務の性質が同一であるものに限るについて、マイナンバーの利用が可能となります。

法の改正を踏まえ、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容ですが、用語の定義、第2条は、条例で使用する用語の定義を整理するもので、特定個人情報は、改定後の条例にないため削り、新たに規定される特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報について定義するものです。

個人番号の利用範囲、第4条は、法別表第2が廃止されることから引用する文言の整理をするものです。

附則として、法の施行日が未定であることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することを規定するものです。

以上が、条例の概要でございます。本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第22号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 お諮りします。暫時休憩することにご異議ありませんか。

○道工議員 続けてもらってもいいです。

○竹原伸晃議長 そうですか。ちょっと長引いてきたので。

よろしいですか。それでは、続行させていただきます。

日程第22、議案第23号、岬町基金条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第22、議案第23号、岬町基金条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、道の駅みさきの維持管理運営に必要な資金を積み立てるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書裏面の岬町基金条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表を併せてご参照ください。

改正内容といたしましては、第1条の表中、森林経営管理基金の次に、道の駅みさき管理基金を追加するものでございます。

また、附則において、この条例は公布の日から施行するものとしております。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第23号、岬町基金条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第23、議案第24号、岬町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第23、議案第24号、岬町手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、宅地造成規制法の一部を改正する法律により、宅地造成規制法が改正され、大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例が改正されることにより、岬町での事務処理がなくなるため、本条例の所要の改正を行うものでございます。

本条例の改正につきましては、令和5年5月26日に宅地造成等規制法が改正されるとともに、大阪府から府下市町村に知事の権限に属する事務のうち、建築都市行政事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事務事項を定める条例である大阪府建築都市行政事務の事務に係る事務処理の特例に関する条例も令和5年10月30日に改正され、令和6年4月1日に施行されることとなりました。この大阪府の条例の施行により、これまで事務移譲により岬町が処理していた事務を大阪府が処理することになりますので、岬町手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

条例の改正内容としましては、条例第2条第32号から第34号の宅地造成等規制法に基づく事務に係る各号について、事務の処理がなくなるため削除するものでございます。

最後に附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、条例改正の内容でございます。本件につきましては、事業委員会に付託予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第24号、岬町基金条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第24、議案第25号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第24、議案第25号、岬町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

なお、今回の主な改正内容につきましては、本議案書と併せてお配りしております岬町国民健康保険条例の一部改正の概要により説明をさせていただきますので、併せてご覧ください。

本条例改正につきましては、退職者医療制度の廃止に関する内容を主な内容としており、改正の趣旨といたしまして、退職者医療制度の対象者激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼなくなっている一方、保険者等の事務コストが継続していることから、業務のスリム化及び事務コストの削減を図る観点から、令和6年4月1日をもって制度を廃止すること等に伴うものでございます。

資料の2ページ以降をご覧ください。

今回の改正内容といたしまして、まず、第12条の3につきましては、一般被保険者に係る基礎賦課総額について定めたものであり、退職者医療制度の廃止により被保険者の区分が一つになることから、一般被保険者に係るもの及び退職者医療制度に係る内容を削除し、次に、同上第1号イ及び第2号のイの括弧内の規定は、事業費納付金の納付に要する費用から除くものについて規定していることから、病床転換支援金の経過措置規定である法附則第22条ではなく、支払基

金から交付される療養給付費等交付金についての規定である法附則第7条に変更をいたします。

また、第1号カ及び第2号ウ及びエの内容につきましては、退職被保険者に係る規定部分を削除いたします。

次に、第13条につきましては、一般被保険者に係る基礎賦課額について定めたものであり、退職者医療制度の廃止に伴い被保険者の区分が統一されることから、一般被保険者に係る記載を改めるとともに、退職被保険者に係る内容を削除いたします。

次に、第14条につきましては、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額について定めており、退職者医療制度の廃止に伴い被保険者の区分が統一されることから、一般被保険者に係る記載を改めます。

次に、第16条については、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について定めており、見出し及び第1項について、退職者医療制度の廃止に伴い被保険者の区分が一つになることから、一般被保険者に係る記載を改めます。

次に、第16条の2から第16条の5の2については、退職被保険者等に係る基礎賦課額の算定について定めたものであるため、当該制度の廃止に伴い削除します。

次に、第16条の6については、基礎賦課限度額について定めており、退職者医療制度の廃止に伴い、一般被保険者と退職被保険者の混在する混合世帯の規定について削除をいたします。

次に、第16条の6の2については、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額について定めており、退職者医療制度の廃止に伴い、被保険者の区分が統一されることから、見出し及び各号列記以外について、一般被保険者に係る記載を削除し、次に、第2号アの括弧内の規定は、事業費納付金の納付に要する費用から除くものについて規定をしていることから、病床転換支援金の経過措置規定である法附則第22条ではなく、支払基金から交付される療養給付費等交付金についての規定である法附則第7条に変更いたします。また、第2号イについては、調整交付金の特例についての規定であり、当該規定については、令和6年3月末までであるため不要となることから、当該部分を削除をいたします。

次に、第16条の6の3は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額について定めており、退職者医療制度の廃止に伴い被保険者の名称を統一するとともに、一般被保険者と退職被保険者の混在する混合世帯の規定について削除をいたします。

次に、第16条の6の4は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額について、第16条の6の6については、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率についてそれぞれ定めており、いずれも退職者医療制度の廃止により被保険者の区分が統一される

ことから、一般被保険者に係る記載を改めます。

次に、第16条の6の7から第16条の6の11までについては、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について定めたものであるため、当該制度の廃止に伴い、削除をいたします。

次に、第16条の6の12については、後期高齢者支援金等賦課限度額について定めたもので、退職者医療制度の廃止に伴い、退職被保険者及び混合世帯の保険料に関する規定について削除をいたします。

次に、第16条の7については、介護納付金賦課総額について定めており、このうち第2号アの括弧内の規定は、事業費納付金の納付に要する費用から除くものについて規定していることから、病床転換支援金の経過措置規定である法附則第22条ではなく、支払基金から交付される療養給付費等交付金についての規定である法附則第7条に変更いたします。また、第2号イについては、調整交付金の特例についての規定であり、当該規定は令和6年3月末までであることため不要となることから、当該部分を削除をいたします。

次に、第19条第1項については、賦課期日後における納付義務の発生と消滅または被保険者数に異動があった場合について定めており、退職者医療制度の廃止に伴い、退職被保険者に関する定めについて削除をいたします。

次に、第20条については、低所得者の保険料の減額について、第20条の3については、未就学児の被保険者均等割額の減額について、第20条の4については、出産被保険者の保険料の減額についてそれぞれ定めており、退職者医療制度の廃止に伴い、退職被保険者に関する定めについて削除をいたします。

なお、附則において、施行期日を令和6年4月1日と定めており、改正後の規定については、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が、条例案の概要でございます。本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第25号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第25、議案第26号、岬町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第25、議案第26号、岬町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の一部改正及び介護保険法に定める第1号被保険者の令和6年度から令和8年度の介護保険料負担を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案についてご説明させていただきます

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の設定となっており、介護保険法施行令の改正による国の標準段階を基本としながら、従来の所得区分とも整合を取り所得段階ごとの負担額を設定する改正内容となっております。

なお、説明につきましては、本議案書と併せて送付いたしております資料の岬町介護保険条例の一部を改正する条例案の概要により説明をさせていただきます。

趣旨につきましては、先ほどの提案理由と同様でございます。

次に、政令である介護保険法施行令の改正内容についてですが、第1号保険料の標準段階と、標準乗率の改正となります。これは、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者の標準段階を現行の標準9区分から標準13区分に多段階化した上で、標準13区分の標準乗率について、第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げ、新設する第10段階から第13段階までに係る高所得者の負担割合を現行の第9段階の割合と比べて高く設定されました。

なお、後ほどご説明いたしますが、本町の現在の保険料段階は、国の現行の標準9区分から多

段階化しており、現行は12区分となっております。

次に、本条例の改正の内容でございます。大きく2点ございます。

1点目の令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料の設定でございます。介護保険法施行令の改正内容に基づき、所得段階を現行の12段階から高所得者の段階として13段階、14段階を新設し、低所得者の段階である第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げ、現行の12区分から14区分とし、令和6年度から令和8年度までの介護給付費等の見込量に基づき、所得段階別保険料を算定しております。

資料の介護保険料の算定についてをご覧ください。1枚めくっていただきたいと思っております。

介護保険料算出のプロセスについてご説明させていただきます。

①令和6年度から令和8年度までの3か年の給付見込額等を算定した額に、②の介護保険法に定められた65歳以上の第1号被保険者が負担する割合である23%を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算定いたします。次に、その負担分相当額から③になりますが、調整交付金による軽減額等及び準備基金取崩額を差し引いた保険料収納必要額を算定し、④の標準的な収納率で補正した後の額を⑤の基準額の割合で補正した令和6年度から令和8年度までの3か年の合計被保険者数で割った額が、標準月額で6,250円、年額で7万5,000円となります。

なお、今回の算定では、準備基金の全額を取り崩して保険料の上昇を抑制いたしております。また、介護保険料の月別標準ベースでの内訳は、一番下の表に記載のとおりでございます。

以上が、保険料算定のプロセスでございます。

次に、資料の介護保険料案をご覧ください。

表の右側の令和6年度にありますとおり、介護保険法施行令の改正内容に基づき、改正後の岬町介護保険条例において、低所得者の第1段階から第3段階の負担割合を引き下げ、高所得者の第13段階と第14段階を新設しております。

また第13段階の基準額に対する乗率を2.05とし、第14段階基準額に対する乗率を2.2としております。なお、第4段階から第12段階の基準額に対する乗率は、改正前と変更はございません。

次に、2点目を説明させていただきます。

資料の岬町介護保険条例の一部を改正する条例の概要の3、条例改正の内容の②の町民税課税者、保険料段階第6段階以上に関する保険料所得段階の算定に係る改正についてをご覧ください。

介護保険法施行令の規定により、保険料段階を区分する基準所得額である合計所得金額について、令和2年度から、町民税非課税者である保険料段階第1段階から第5段階に関する保険料所

得段階の算定に係る合計所得段階については、働き方改革を後押しする観点から、平成30年度の税制改正により、特定の収入にのみ適用される給与所得控除と公的年金等控除10万円を引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げる内容の改正が、令和2年分以降の所得税等について適用されたところとなりましたが、介護保険料の負担水準に関して意図せざる影響の不利益を生じないようにされている取扱いについて、令和6年度も継続します。

一方で、町民税課税者保険料段階第6段階以上の算定につきましては、介護保険法施行令附則第23条の規定により、令和3年度分から令和5年度分までの保険料に係る所得についての特例措置であり、令和6年度分以降の保険料は、合計所得に給与所得または公的年金に係る所得が含まれている場合でも、合計所得金額から10万円を控除する取扱いは継続しないこととなりました。そのため、本町におきましては、令和5年度と令和6年度以降の年金等の収入に係る合計所得金額が大きく変化しないにもかかわらず、町民税課税者の保険料段階が上昇することがないようにするため、条例第5条第1項第6号から第13号の各号ア中の基準所得金額である合計所得金額を10万円ずつ上げる改正を行うものでございます。

資料の介護保険料案を再度ご覧ください。

具体的には、第6段階以上の合計所得金額について、第6段階は80万円未満から90万円未満に、第7段階は80万円以上から90万円以上に、第8段階は125万円以上から135万円以上に、第9段階は210万円以上から220万円以上に、第10段階は320万円以上から330万円以上に、第11段階は420万円以上から430万円以上に、第12段階は520万円以上から530万円以上にそれぞれ10万円ずつ上げ、新設する第13段階及び第14段階は国の基準よりも10万円ずつ上げる内容となっております。

次に、新旧対照表の4ページをご覧ください。

第9条第3項の改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

最後に、施工期日及び適用については、附則第1項におきまして、条例の施行日を令和6年4月1日と定め、附則第2項におきましては、改正後の第5条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従来例による旨の経過措置を定めております。

以上が、条例案の概要でございます。本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第26号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程26、議案第27号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 日程第26、議案第27号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定を行う必要があることから、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

それでは、議案書の裏面並びに新旧対照表と併せて送付させていただいております参考資料、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてをご参照願います。

なお、説明につきましては、参考資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨をご覧ください。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により別表の公安職級俸給表が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正がされました。これを受けて、本町におきましても岬町消防団員等公務災害補償条例に所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2、改正の概要をご覧ください。まず①条例第5条第2項第2号関係といたしま

して、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を現行の8,900円から9,100円に引き上げるものです。

次に、②条例第5条別表関係といたしまして、表でお示ししておりますとおり階級別の補償基礎額を勤務年数別に改正しております。表の上段に改正後の額を、下段には括弧書きで現行の額を示しております。

最初に、団長及び副団長の階級に係る補償基礎額を勤務年数の順に従ってご説明いたします。

勤務年数10年未満について1万2,440円を1万2,500円に、10年以上20年未満について1万3,320円を1万3,350円に引き上げます。なお、勤務年数が20年以上の者につきましては、据置きの1万4,200円といたします。

次に、分団長及び副分団長の階級では、勤務年数順に1万670円を1万800円に、1万1,550円を1万1,650円に、1万2,440円を1万2,500円に引き上げます。なお、本町に副分団長の階級はございませんが、今後追加されることも想定し、国の政令と同じ区分を採用しているものでございます。

続きまして、部長、班長及び団員の階級では、8,900円を9,100円に、9,790円を9,950円に、1万670円を1万800円に引き上げます。

最後に、③施行期日及び経過措置では、附則につきまして、この条例は、令和6年4月1日から施行します。

また、経過措置といたしまして、改正後の条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用します。

説明は以上でございます。なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第27号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第27、議案第28号、岬町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 日程27、議案第28号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金を支給するに当たり、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

また、今回の主な改正内容につきましては、本議案書と併せて送付いたしております参考資料、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてにより説明させていただきますので、併せてご覧ください。

まず、1、改正の趣旨といたしまして、本条例改正につきましては、非常勤消防団員の退職報償金は、5年以上勤務して退職した者に対して、その者の階級ごとに、勤務年数及び月数に応じた増額がされるよう算定しておりますが、今般、勤務年数の期間に伴う公平性を保つために所要の改正を行うというものでございます。

続きまして、2、改正の概要をご覧ください。

(1) 改正を必要とする期間といたしまして、現行の算定式を用いて階級及び勤務年数ごとに支給額を試算いたしましたところ、各階級における勤務年数が15年以上20年未満であり、かつ特定の月数で算定いたしました支給額が満20年で支給される額を上回っていることを確認いたしました。なお、これ以外の期間につきましては、支給額の逆転は生じていないことを確認しておりますので、今回の対象とはいたしません。

(2) 基本とする考え方をご覧ください。こちらでは、現状を解消するための改正案を検討するに当たり、現行の考え方を継続していくものと改正するものとに分けて、考え方を次のように示しております。

①といたしまして、勤務年数につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令、以下、法施行令といいます。第3条別表の消防団員退職報償金支払額表で示された期間と同じ期間として継続いたします。

②現行条例の改正時における今回の法施行令改正の趣旨に準じ、それぞれの階層において、共済基金から支給される額を上回る引上額とする改正を行うという方針について継続をいたします。

③法施行令で規定された金額を保障するため、勤務年数の単位の最初の年の支給額は、法施行令の支払額と同額とすることを継続いたします。

④勤務年数に比例した額が支給額に加算され、かつ勤務年数の単位の満年数の額を超えない算定式を検討するように改正いたします。

⑤今回の改正におきましては、勤務年数の単位間での支給額の逆転が見られる場合には改正を行い、見られないものにつきましては対象外として、現行の方式で継続をいたします。

⑥求められた支給額に係る千円未満の切り捨ては継続をいたします。

続きまして(3)こちらは、資料の2ページから3ページにかけてでございます。

(3)退職報償金の算定式といたしまして、①改正前、現行のものと、②改正後の案を示しております。資料につきましては3ページをご覧ください。

さきに上げました基本とする考え方にに基づき、②改正後の案といたしまして、本町独自の加算額が法施行令の増額分の範囲内に収まるように、該当する期間、具体的には15年以上20年未満から次の期間となる20年以上25年未満までの5年の差額の平均額を1年当たりのみなし加算額として試算をしております。これを式で表しますと、次のようになっております。

この案におきましては、初めから5年経過後の増額の範囲内に収まるように調整していますことから、月額に加算後につきましても、法施行令の支払額を超過することはございません。

本資料におきましては、計算例といたしまして、団長の階級で検証しておりますが、各階級における試算結果につきましても、同様の状況が確認できております。③退職報償金の改正後の算定式案といたしまして、以上のことから、各階級における勤務年数が15年以上20年未満の退職報償金につきましては、次の表で示しました算定式により求めることといたします。

また附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、経過措置につきましては、この条例による改正後の岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定につきましては、令和6年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員につきましては、なお従前の例によることとしております。

なお、本改正につきましては、岬町消防団と調整の上で行っております。

説明は以上となります。なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第28号、岬町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第28、議案第29号、岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又は、たい積行為の規制に関する条例の廃止についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 日程第28、議案第29号、岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例の廃止についてご説明いたします。

議案書をご覧ください。

提案理由としましては、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月から施行され、令和6年4月から、同法の運用が開始されることに伴い、本条例を廃止するものです。

参考資料をご覧ください。

廃止理由としましては、令和3年7月の静岡県熱海市で発生した土石流災害をきっかけに、国は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律として、宅地造成等規制法を改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法が制定され、令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法を所管する大阪府は、令和6年4月から盛土規制法の運用を開始することになり、

大阪府と府内各市町村が有する土砂関連条例の規制の内容が盛土規制法の規制内容に包括されるため、岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例を廃止するものです。

条例廃止に伴う経過措置としましては、廃止前の岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例（以下「旧条例」という）の許可を取得し、行為継続中の案件について、事業の許可期間が満了するまでの間は、旧条例の効力を引き続き有効とする旨や罰則規定について経過措置を設けるものです。

また、参考としまして、盛土規正法の概要、岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例の概要をまとめております。

施行期日につきましては、本年4月1日の施行とするものです。

以上が、条例案の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 確認ですけれども、厚生委員会付託ですが、盛土条例は建築の扱いになるんですが、建築関係も出席はされるんでしょうか。

○竹原伸晃議長 委員会に建築の担当者が出席されるかどうかという質問ですね。

いかがでしょうか。

都市整備部長、奥和平君。

○奥都市整備部長 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

厚生委員会には、建築課の佐々木副理事が出席するようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第29号、土砂等による土地の埋立て、盛土又は、たい積行為の規制に関する条例の廃止については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第29、議案第30号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第29、議案第30号、「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会松下 博氏は、令和6年3月11日をもって任期満了となりますので、同氏の選任について地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴及び経歴につきましては、議案書の記載のとおりであります。よろしくご審議の上、松下 博氏のご選任についてご同意賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより議案第30号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを起立により採決します。これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 17時が近づいておりますので、お諮りいたします。

ただいま審議の途中であります。本日の会議時間を議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間はあらかじめこれを延長することに決定いたしました。

○竹原伸晃議長 日程第30、議案第31号、岬町農業委員会委員の任命についてから、日程第43、議案第44号、岬町農業委員会委員の任命についてまでの14件を一括議題とします。

それでは、議案第31号から議案第44号までについて、提案理由の説明を求めます。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程30、議案第31号から議案第44号、岬町農業委員会委員の任命について、一括して議案提案理由をご説明いたします。

岬町農業委員会の委員につきましては、令和6年6月2日付で任期が満了といたします。

なお、本町の農業委員会の委員は、町長が議会の同意を得て任命することとされております。委員の選任に当たっては、定数と同数の14名の推薦及び応募がございましたので、岬町農業委員候補者評価委員会で評価を行っていただきました。その評価の結果に基づき、推薦及び応募のあった14名を次期農業委員として任命することについて、議会の同意を求めるものです。

それでは、同意を求めるものを、順に申し上げます。

議案31号、奥野久巳氏、議案第32号、出口智靖氏、議案第33号前田良秋氏、議案第34号木下喜久子氏、第35号茂野憲一氏、議案第36号辻 康一氏、議案第37号土井敏弘氏、議案第38号松尾清次氏、議案第39号松尾善裕氏、議案第40号坂原勇治氏、議案第41号寺田伸之氏、議案第42号車谷雅美氏、議案第43号川端 修氏、議案第44号田中 悟氏、以上14名となります。

住所、氏名、生年月日及び経歴につきましては、議案書に記載のとおりであります。よろしくご審議の上、選任についてご同意賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本14件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 質問というより確認だけさせていただきたいのですが、今回14名の同意という議案が出ておりますけれど、これ以上の立候補がなかったのかどうか、それと議案32号で、出口智靖さんの裏面の現職業ですね、会社員となっておりますが、私の知ってる限りでは、会社にお勤めではないのではないかと考えておりますが、確認をお願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

応募人数については、推薦のあった者を14名でございまして、ちょうど定員と同じ数でございました。

先ほどの出口さんの件ですけれども、今回新規の方になりますけれども、事務局ではそういうふうにお聞きをして議案書を作成させていただいてるんですけども、改めて、確認させていただいて、ご報告させていただきたいと思います。間違いであれば、訂正もさせていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 奥野議員。

○奥野 学議員 今、吉田理事から、すぐ確認できないということで、私の知る限りでは、JAの役員をされているということは知っておりますが、ほか会社等にはお勤めではないというふうに思いますが。

○竹原伸晃議長 大事なことですので、確認を取ってもらう間、暫時休憩したいと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 はい。暫時休憩いたします。

(午後16時56分 休憩)

(午後17時04分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。

それでは、奥野議員の答弁のところから再開したいと思います。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 奥野議員のご質問にお答えいたします。本人から提出されました経歴書を基に議案書を作成しておりますが、その経歴書では、農協職員というふうになっておりましたので、会社員という表現にさせていただいております。

○竹原伸晃議長 奥野議員、よろしいでしょうか。

奥野議員。

○奥野 学議員 よく分かったのですが、農協を会社という扱いでいいのか、その辺の判断を。

それでいいなら結構です。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 昌議員 今回14人の定数に対して14人の応募があったということで、先ほどご説明をいただきました。それで、直接この14人の方々について存じ上げているわけではありませんので、判断するに当たって、議案書と、それから岬町のホームページ上で公表されている内容を参考にさせていただいて、直接存じ上げない方のほうが私は多いわけですけど、ほとんどの方が再任であることや、またホームページ上で公開されている情報から、とりわけ、応募される理由だとか、推薦をされる理由だとかを拝見して、皆さん経験や意欲をお持ちの方々なんだろうなって推測をしていたわけです。

ただ、先ほど奥野議員からの指摘があって、現職業について正確かどうかという確認が今なされたところであります。それで私も改めてホームページ上で公表されている情報、応募されている方の情報、一般応募とそれから団体推薦と、それからご自身から応募しているこの3種類ですけど、それを見せていただいて、そのホームページ上に応募された方々の情報が載っているところに、職業という欄があるんですね。ここに書かれていることと、この議案の裏面の現職業に書かれていることに、それが符合しない、違うことが書いてある方が、先ほどの奥野議員から疑問が上がった方以外にも何人もあるんですよ。それで私は直接存じ上げない方が多いだけに、何をどういうふうに見たらいいのか分からなくて、どっちが正解かとか、そもそもどういうふうな作成をされているのかということも分からないので、そのあたりについてご説明をいただきたいと思います。

議案書は、先ほどご説明あったとおり、ご本人からの履歴書を基に作られているということのようですけど、一般応募については、応募の様式が恐らくあるでしょうから、そこに書かれているとおりのことがこのホームページ上で公開をされているものとして記載をされていると理解しているのか。そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

さっきから私がホームページ上で、と言っているのは、農業委員会委員の応募状況の公表についてということで、2024年1月15日に更新をされている情報の中身について申し上げるところです。どのように作成されているのかお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

全体的に、議案書の作成については、ご本人様から提出された経歴書を基に作成しているということでございまして、奥野議員が指摘いただいた方のほか、中原議員から2名のご指摘をいただきましたけども、ご本人の経歴で、お一方は農業となっておられて、そのまま議案書に記載されてるのと、もう一方は団体職員となっていましたのでそういうふうに記載をさせていただいているということになります。それでご指摘の評価結果の職業欄とこの議案書職業についての不一致がありますので、そこについては至急に突合できるように対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 昌議員 至急に確認をされるということですので、その作業は進めていただきたいと思っておりますけれども、先ほど休憩中に、私はお二方について、ずれがあるということをお伝えいたしました。その後また見ていましたら、それ以外にお二人。お一方については、ホームページ上では農業というふうに職業に記載がありますが議案書の裏面の現職業は、無職となっている。ほかの方は、ホームページ上では兼業農家というふうに書かれておりますが、議案書の裏面、現職業では造園業というふうに書かれているといった格好で、ほかの方も一致しない方々がおられますので、そこはご確認をいただきたいと思っておりますし、何らかの実務的な作業上のそごがあるのでしたら、そういうことのないようにしていただきたいと思っております。これは、お願いをするしかありませんので、正確な情報の提供をいただきたいとお願いをしたいと思います。

それから、農業委員会委員の任命については、委員の選任に関する規則で、町長は非推薦者、応募者について、候補者評価委員会に評価の意見を求めるという決まりがあります。それで先ほど提案のときに、簡単にそういったことはおっしゃっておられましたが、評価委員会から受けた評価の意見について特段何かありましたら参考までにお聞きしておきたいということと、それから情報が少ないものですから、インターネット上の情報等で賛否について検討をすることになったわけですが、そのときに、岬町のホームページで公表されているのは、農業委員会委員の応募だとか、選考の結果だとかそういった事柄については直近のものしか公表されていないようなんですよ。それで、ぜひ今後、過去のものについても同じように情報を掲載をしていただけるとありがたいなと。今回恐らく、新たに農業委員会委員として提案をされる方は、お一人のかなと思って見ているんですが、ちょっと過去の経過と見比べたいなというふうに思って、そのときに、ホームページ上では情報がありませんでしたので。ご面倒かもしれませんが、過去の情報についてもそのまま掲載したままにしておいていただけると、比較、検討ができるなと思っておりましたので、こういったことについても今後努力いただきたいなと、この点については、要望

にとどめたいと思います。質問は、評価委員の評価の意見についての1点で結構ですので、お願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

評価委員からのお話ということですが、今回、法改正がありましてから、2回目の改選の手続きになっているところになります。前回は農業委員の中には利害を有しない方ということで、司法書士さんがおりましたが、前回の御意見として、その方についてもきっちり評価するよという、御意見もありましたので、今回は評価基準、農業経営、農業の知識に関することなどを積み上げて一定点数以上であったということで、町長に評価員のほうから報国がありまして、今回、議会に任命同意のお願いをしているところでございます。

また、町外の方も含まれてますけれども、比較的近いところにお住まいの方で、町外に住まれていても、岬町に農地を持たれているなどで、特に問題なかったように思っております。ご指摘いただいた点につきましては、早急に対応させていただきたいと思っております。

新しい情報として、先ほどの議員のご質問にあったご本人様から提出いただいた部分については、現在、農協の非常勤の職員として勤務しておられるようで、議案書のほうは会社員というふうに書かせていただいているところになります。

○竹原伸晃議長 中原議員よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号から議案第44号までは、人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより議案第31号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第32号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第33号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第34号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第35号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第36号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第37号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第38号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第39号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第40号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第41号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第42号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第43号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決しま

す。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 次に、議案第44号、岬町農業委員会委員の任命についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員には、委員会付託の分の審議についてよろしく願いいたします。

次の会議は、3月27日の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

お疲れさまでした。

(午後 5時23分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年3月6日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 瀧 見 明 彦

議 員 大 里 武 智